

月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料

令和7年6月11日

内閣府

<日本経済の基調判断>

<現状> 【判断維持】

景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。

(先月の判断) 景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。

<先行き>

先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。

<政策の基本的態度>

米国の関税措置について、政府を挙げて対応することを始め、経済財政運営に万全を期す。デフレ脱却を確かなものとするため、「経済あつての財政」との考え方に立ち、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現していく。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」及びその裏付けとなる令和6年度補正予算並びに令和7年度予算を迅速かつ着実に執行するとともに、4月25日に取りまとめた「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」の施策を実施する。また、「経済財政運営と改革の基本方針2025（仮称）」等を取りまとめる。

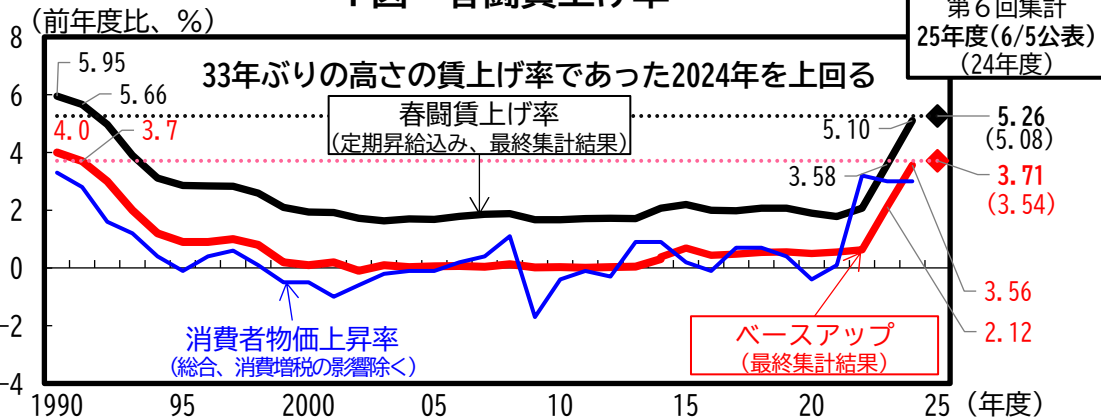
政府と日本銀行は、引き続き緊密に連携し、経済・物価動向に応じて機動的な政策運営を行っていく。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

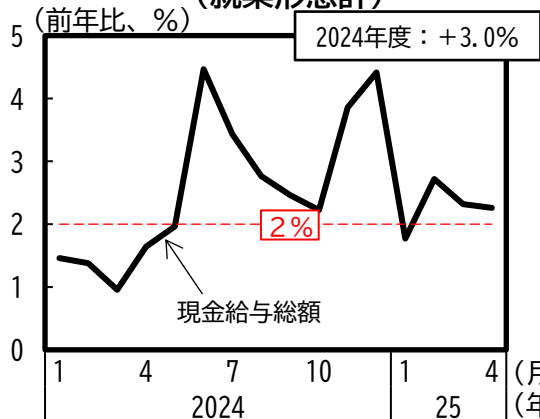
今月のポイント 賃金の動向

- ◆ 本年の春闘の賃上げ率は、33年ぶりの高い伸びとなった昨年を上回る勢いを維持（1図）。現在判明している41都道府県のうち、27都府県で5%以上の賃上げ率（詳細は参考参照）。
- ◆ 名目賃金（現金給与総額）は、おおむね2%以上の伸びが1年にわたり継続（2図）。フルタイム労働者の所定内給与は、2025年4月は前年比+2.7%と、1994年以降過去最高水準の伸び。一方、中小事業所の所定内給与の伸びはやや遅れがみられる（3図）。
- ◆ 看護師や介護士の賃金は、男女ともに正社員の平均程度ないし下回る水準（4図）。賃金と物価の好循環の進展のためには、報酬改定等の処遇改善を通じた公的部門の雇用者の賃上げも重要。

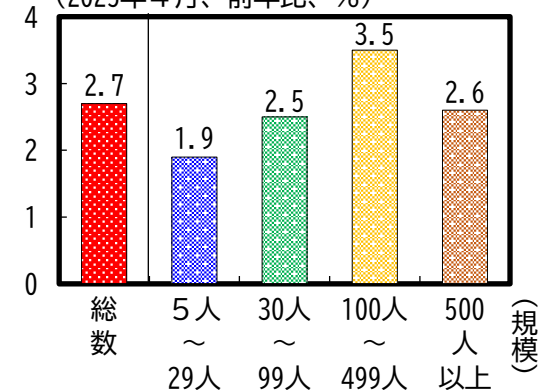
1図 春闘賃上げ率



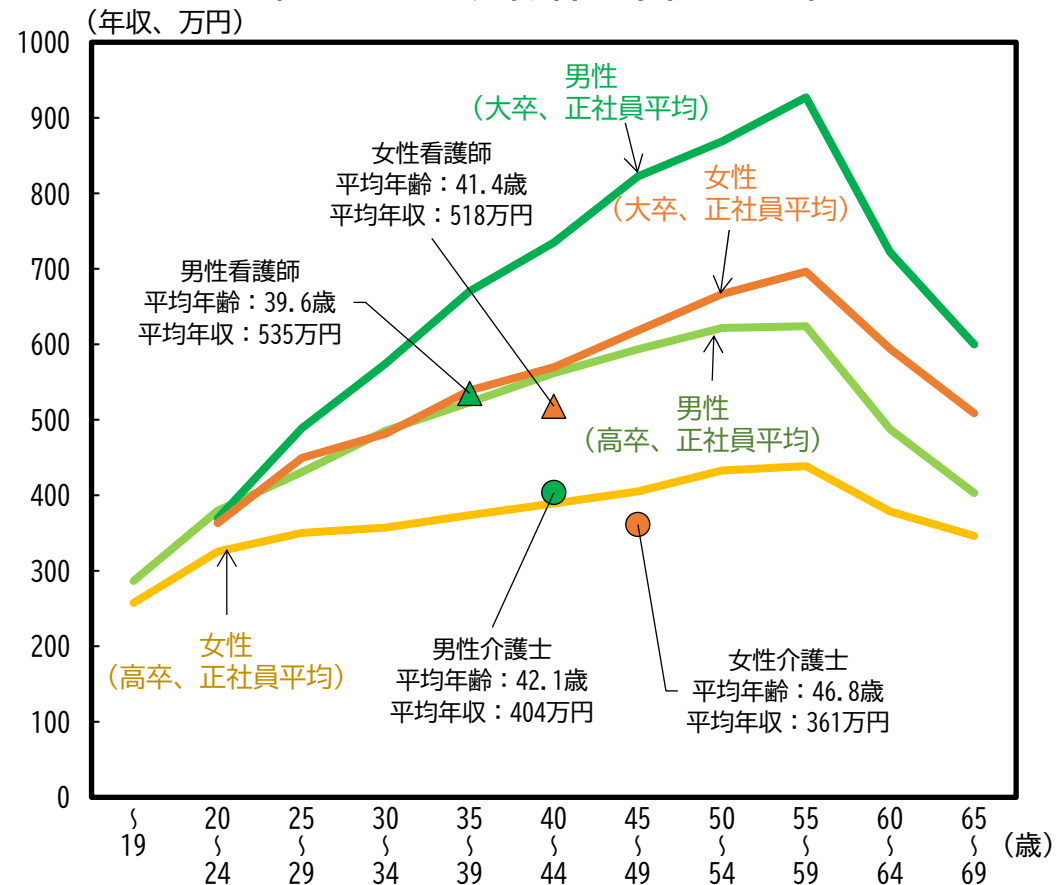
2図 現金給与総額の推移 (就業形態計)



3図 事業所規模別の 所定内賃金の伸び(フルタイム)



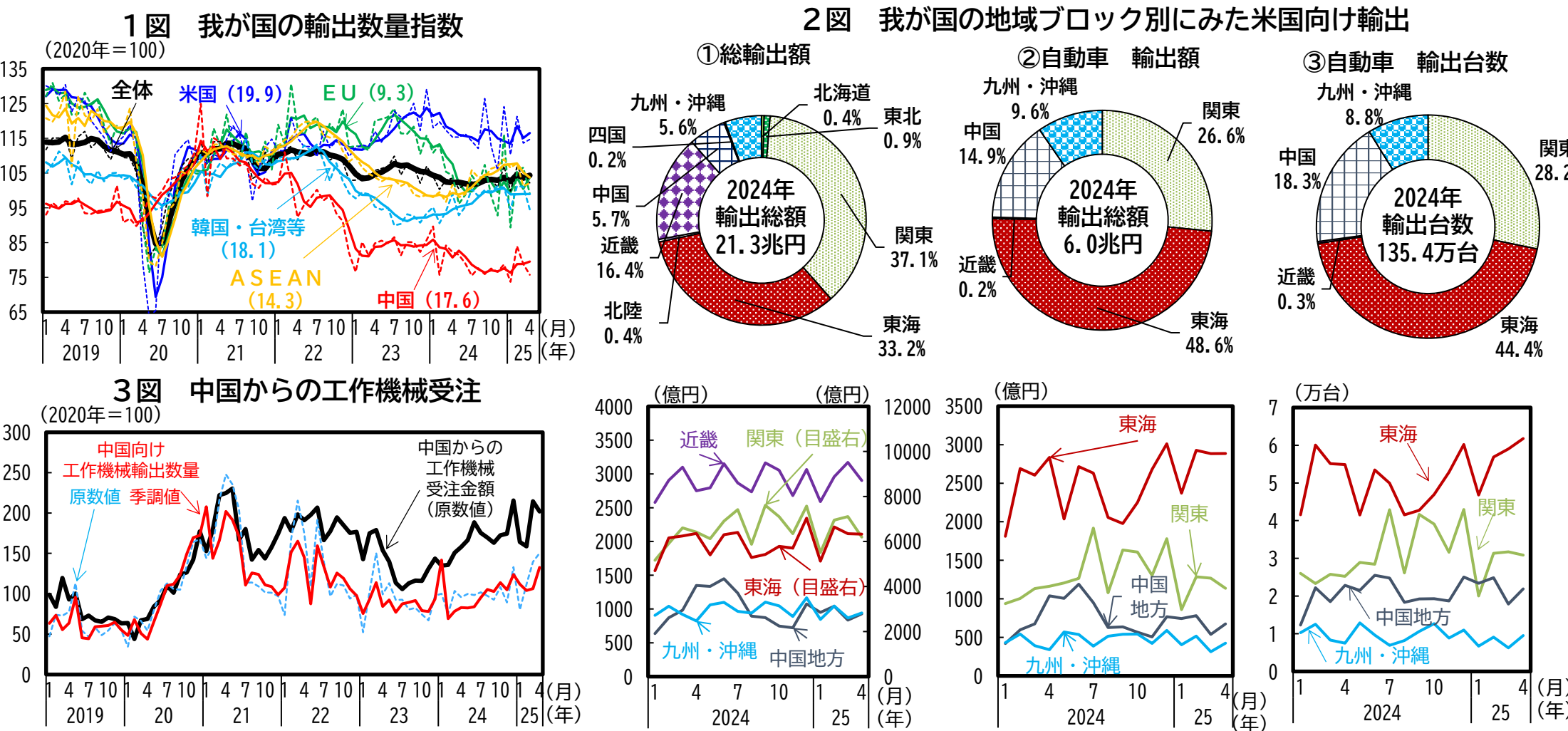
4図 男女別・年齢別の平均賃金と看護師・介護士の賃金 (フルタイム労働者の年収ベース)



- (備考) 1. 1図は、日本労働組合総連合会「春季生活闘争回答集計結果」、中央労働委員会「賃金事情等総合調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。春闘賃上げ率及びベースアップ率の値は2024年度までは最終集計結果、2025年度は第6回集計結果。また、ベースアップ率の値は2013年度までは賃金事情等総合調査、2014年度以降は春季生活闘争回答集計結果による。
2. 2図、3図は、厚生労働省「毎月労働統計調査」により作成。2025年4月は速報値。フルタイム労働者の所定内給与の前年比(2.7%)は、遡及可能な1994年1月以降では、2024年12月(2.8%)に次ぐ。
3. 4図は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により作成。2024年。年収は、きまって支給する現金給与額(月額)×12+年間賞与とその他特別給与で算出。図中の「介護士」は、同統計における「介護職員(医療・福祉施設等)」を指す。

今月の指標（１） 輸出の動向

- ◆ 財輸出は、アジア向けを中心に持ち直しの動きが続く。4月時点の数量ベースでは、全体の傾向に米国の関税による特段の影響はみられないものの、5月以降の動向を十分注視する必要（1図）。地域ブロック別に米国向け財輸出を見ると、関東、東海、近畿地方のシェアが高く、自動車では東海が約半分、関東、中国地方と続く。自動車輸出は、振れが大きい中、現時点では特段の変調は見られないが、今後の動向には留意（2図）。
- ◆ 中国向け工作機械輸出は、中国経済の足踏みが続く中で、中国政府の政策の効果もあり受注が一時期より上向いている。今後の輸出に寄与する可能性（3図）。

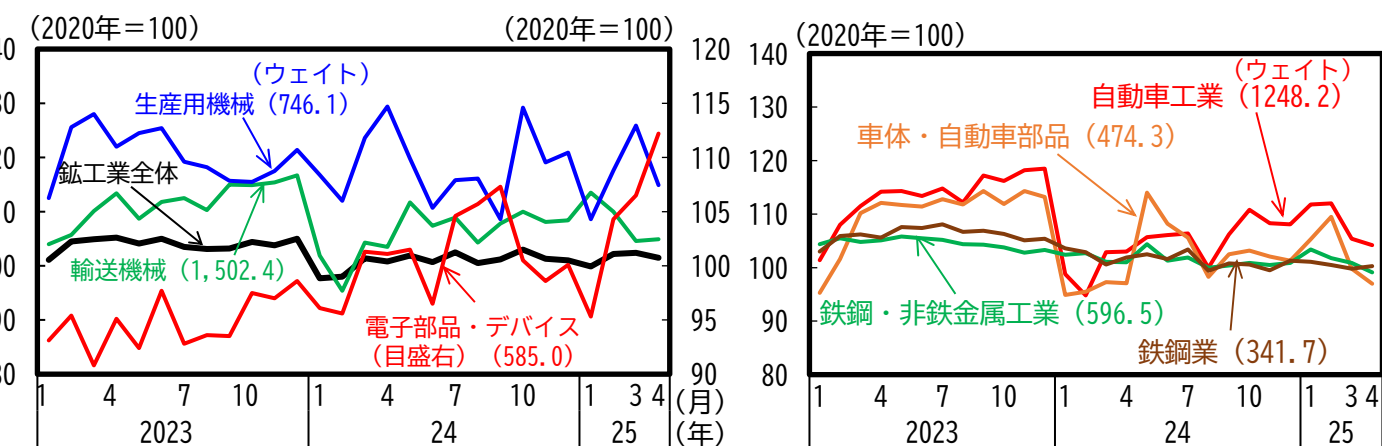


(備考) 1. 1図は、財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。()内は、2024年輸出金額シェア (%)。ただし、韓国・台湾等はNIEsからシンガポールを控除。実線は後方3か月移動平均、破線は単月。
韓国・台湾等は「貿易統計」におけるNIEs向け輸出。なお、対世界輸出金額の前年比伸率は、4月+2.0%、5月上旬(速報)▲3.0% (2024年は4月+8.3%、5月上旬+14.8%)。
2. 2図は、財務省「貿易統計」により作成。各税関支署別輸出について、税関支署の所属地域ごとに内閣府において再集計。自動車について、シェアが0.0%の地域は円グラフから落としている。
3. 3図は、財務省「貿易統計」、日本工作機械工業会資料により作成。中国向け工作機械輸出数量の季調値については、内閣府による季節調整値。

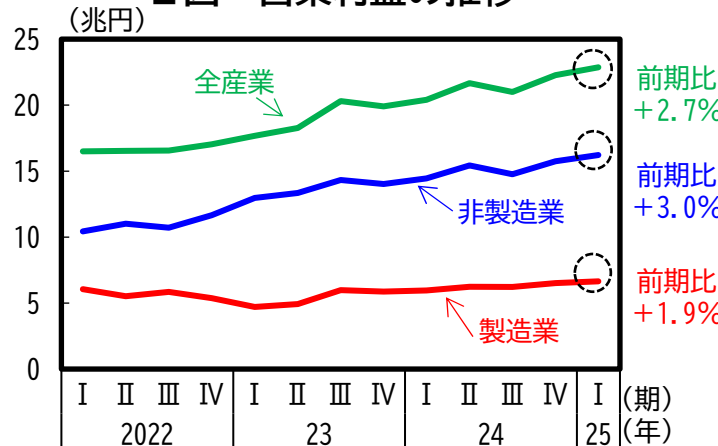
今月の指標（2） 企業部門の動向

- ◆ 製造業の生産は足下（4月時点）では横ばいが継続。自動車や鉄鋼などの生産にも、現時点では大きな変動は見られない（1図）。
- ◆ 25年1－3月期の営業利益は、製造業、非製造業ともに改善が続く（2図）。ただし、一部企業では通商問題の影響により、今年度の業績予測を非開示とするなど不透明感が高まっており、4－6月期以降の動向を注視する必要。
- ◆ 設備投資は、機械投資を中心に持ち直しの動きが続く（3図）。建築工事費予定額は、全体としては横ばいであるが、I R施設の着工開始により4月は大きく増加（4図）。

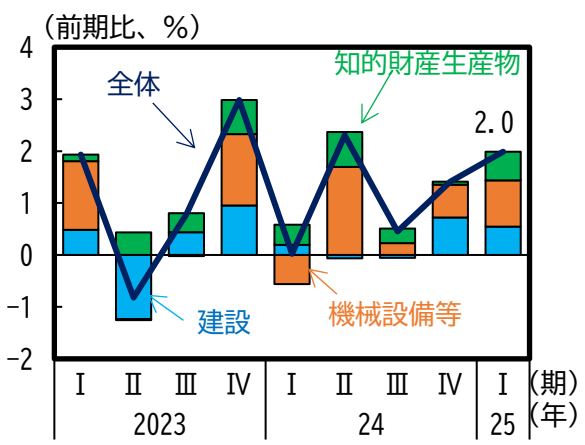
1図 鉱工業生産指数



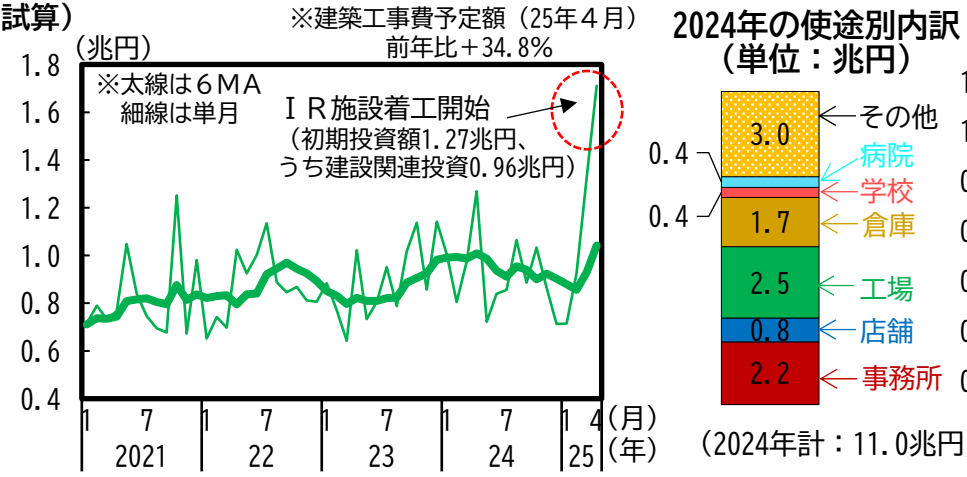
2図 営業利益の推移



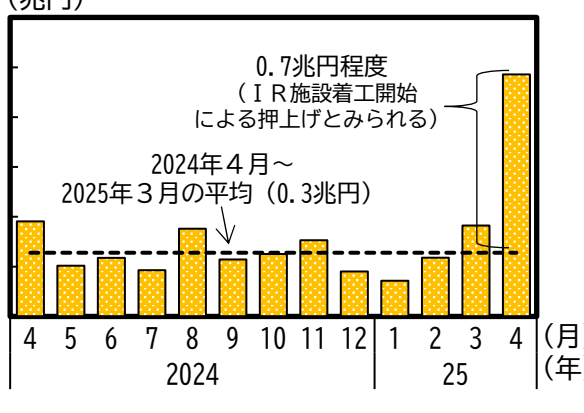
3図 名目民間設備投資（形態別内訳の試算）



4図 建築工事費予定額（民間非居住用）



使途別：その他の推移

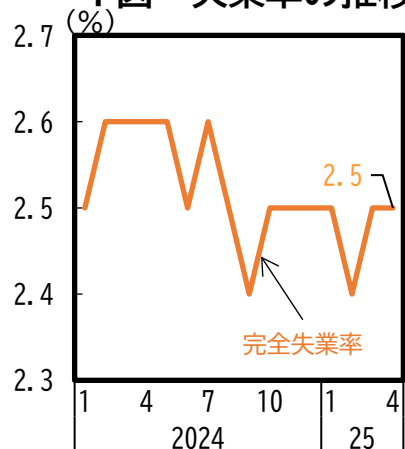


(備考) 1. 1図は、経済産業省「鉱工業指数」により作成。季節調整値。()内は、それぞれ「鉱工業指数」中の一万分比のウェイト。
2. 2図は、財務省「四半期別法人企業統計調査」により作成。季節調整値。
3. 3図は、内閣府「国民経済計算」により作成。季節調整値。機械設備等は、形態別総資本形成額をもとに、固定資本マトリックス（国民経済計算年次推計の2023暦年値）における民間部門の割合を用いて計算。知的財産生産物は、形態別総資本形成額から、公的部門分について2023年10-12月期以降横ばいと仮定を置いて、これを控除して計算。建設は、民間企業設備計から機械設備等と知的財産生産物を控除して計算。
4. 4図は、国土交通省「建築着工統計調査」により作成。

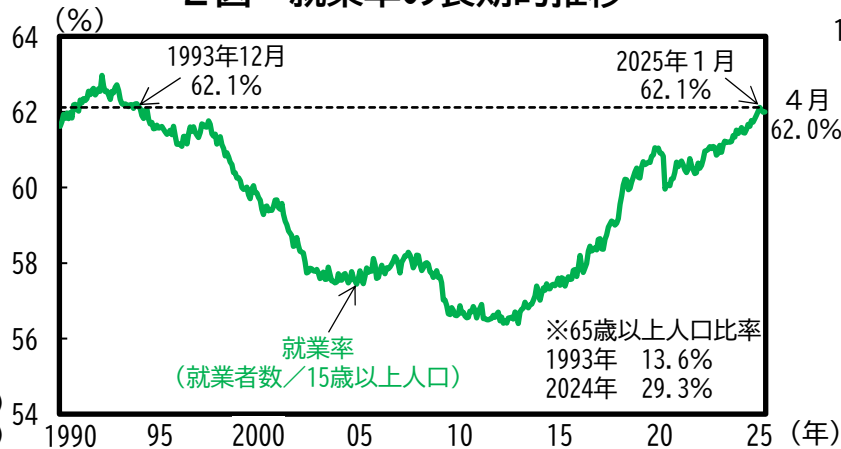
今月の指標（3） 雇用の動向

- ◆ 直近4月時点では、失業率は2%台半ばと、現時点では、マクロ的な雇用動向に特段の変調は見られない（1図）。就業率（就業者／15歳以上人口）は、高齢化が進む中であっても、歴史的な人手不足感の下で、62%と1993年以来の高水準で推移（2図）。
- ◆ 製造業は雇用の約17%。うち輸送用機械は1割強（126万人）、鉄鋼は3%弱（29万人）（3図）。これら産業で個別追加関税が課される中（鉄鋼等は3月12日、完成車は4月3日以降）、ハローワークの新規求人や民間求人は横ばい圏内（4図）。
- ◆ スポットワークアプリの求人数は運搬や接客、販売等の職種を中心に大きく増加。足下求人の8割以上が充足するなど、企業、労働者双方のニーズをとらえた存在に。一件あたり労働時間は5時間程度と、パート（1日あたり）よりやや短い程度（5図）。

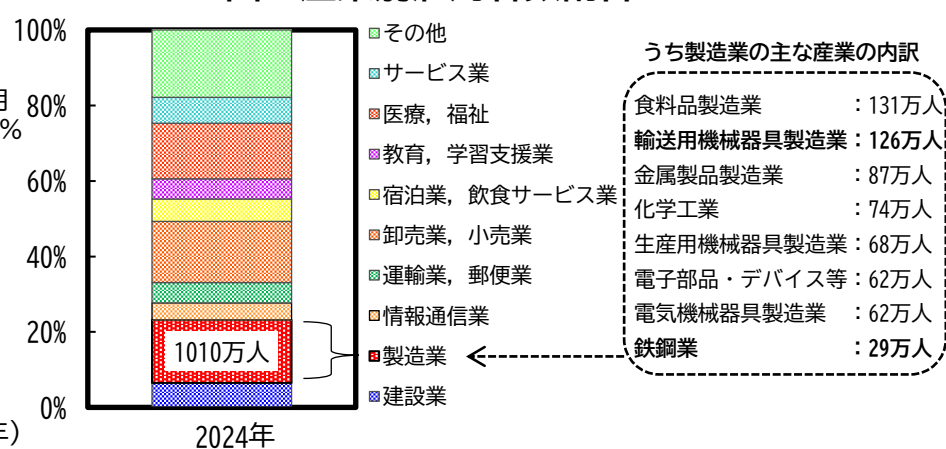
1図 失業率の推移



2図 就業率の長期的推移

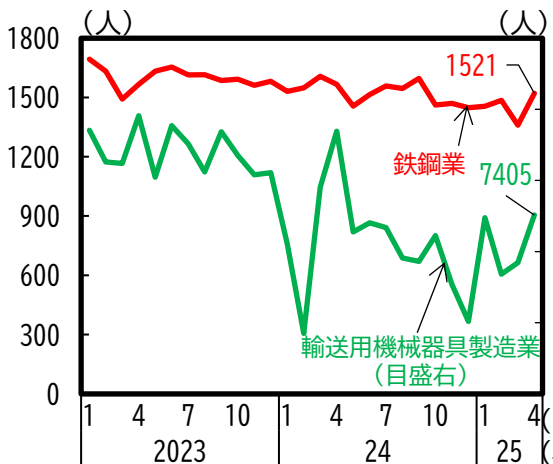


3図 産業別雇用者数割合

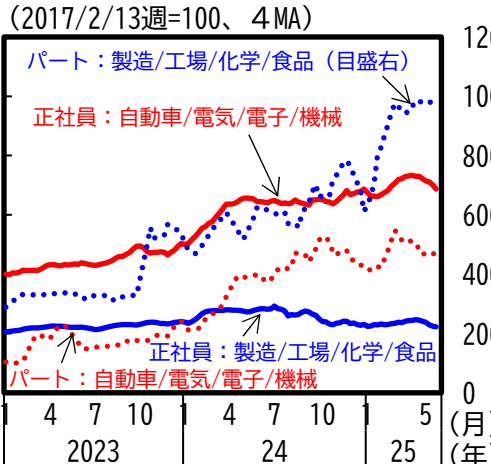


4図 製造業の求人の動向

①ハローワークにおける新規求人

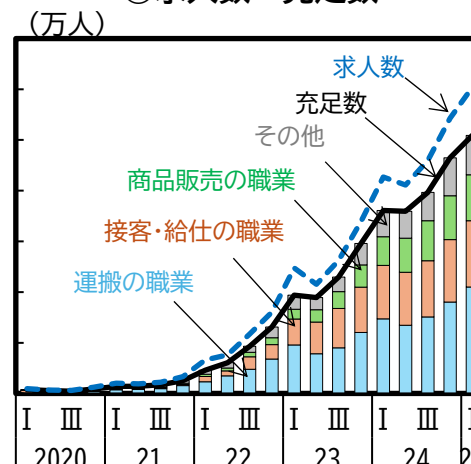


②民間職業紹介における求人指数

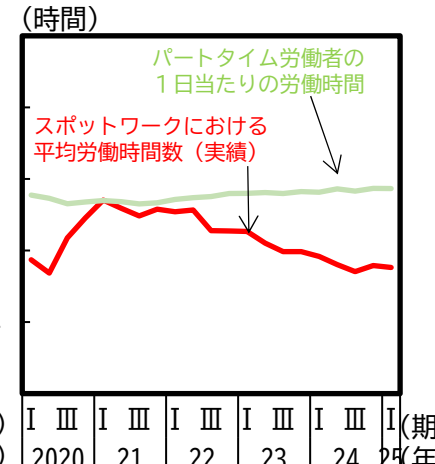


5図 大手スポットワークアプリの利用状況

①求人数・充足数



②平均労働時間



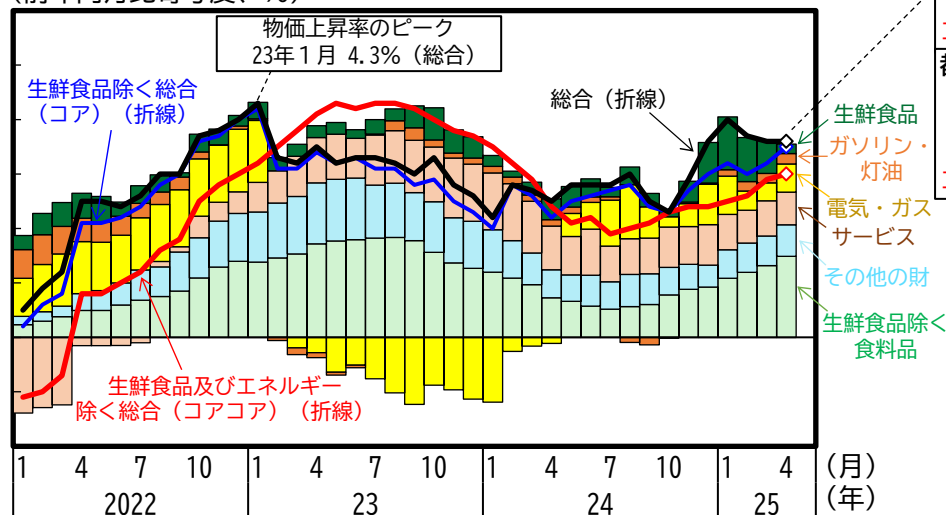
(備考) 1. 1～3図は、総務省「労働力調査」により作成。1、2図は季節調整値。就業率の季節調整値は、就業者数と15歳以上人口等を用いて内閣府で計算。3図は、非農林雇用者（2024年6,062万人）に占めるシェア。
2. 4図①は、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。内閣府による季節調整値。3. 4図②は、株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。
4. 5図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、株式会社タイミーより提供を受けたデータに基づき作成。第Ⅰ～第Ⅳの各四半期は、それぞれ、前年11～1月、2～4月、5～7月、8～10月が対応する。

今月の指標（４） 物価の動向①

- ◆ 消費者物価上昇率は4月は総合で+3.6%（1図）。輸入物価は、円安是正の動きもあり、円ベースでこのところ下落（2図）。
- ◆ 国内企業物価は、米を中心とした食料品価格の上昇から、3～4%台の上昇が続く（3図）。B to Bのサービス価格は、運輸や情報通信（ソフトウェア開発）、諸サービス（建築設計や警備等）などでの人件費の転嫁もあり、緩やかな上昇が続く（4図）。

1図 消費者物価の前年比

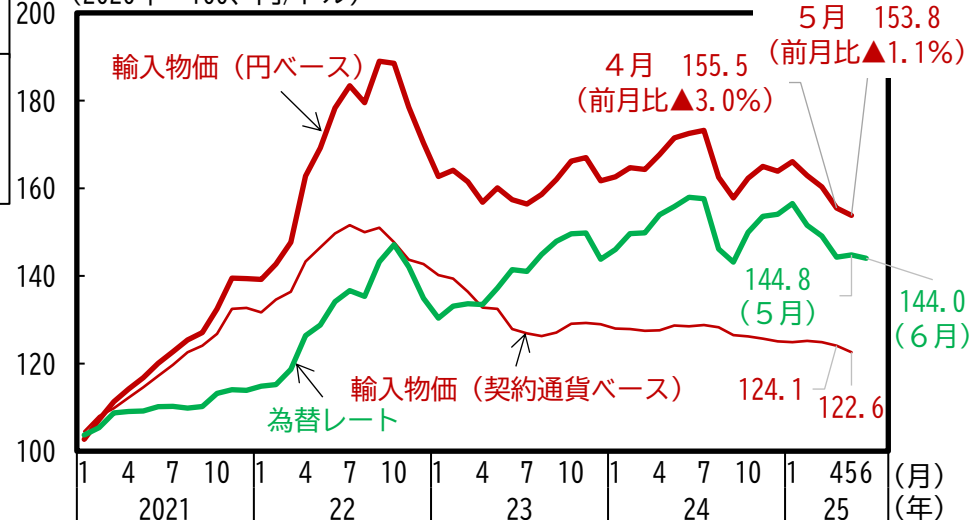
（前年同月比寄与度、%）



全国4月前年比（3月）	
総合	3.6% (3.6%)
コア	3.5% (3.2%)
コアコア	3.0% (2.9%)
都区部5月前年比（4月） （中旬速報）	
総合	3.4% (3.4%)
コア	3.6% (3.4%)
コアコア	3.3% (3.1%)

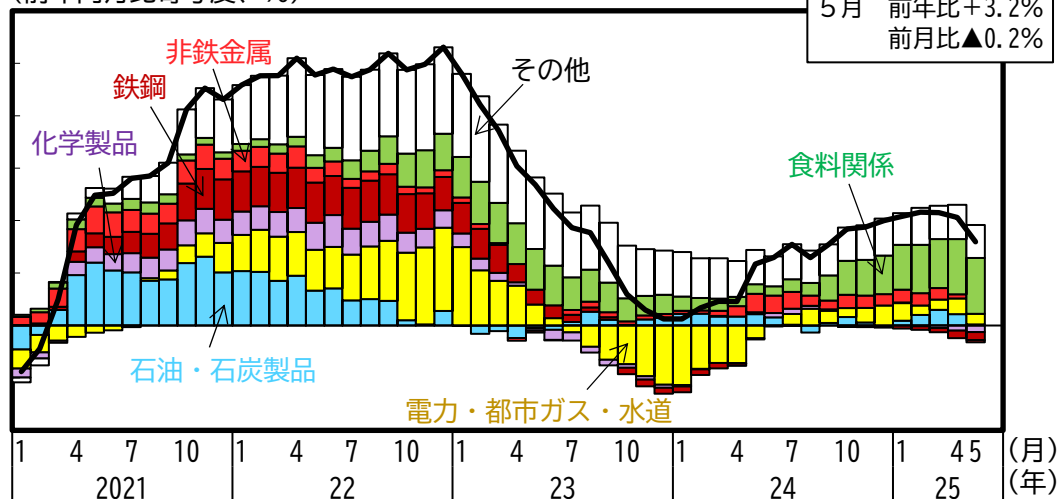
2図 輸入物価と為替の推移

（2020年=100、円/ドル）



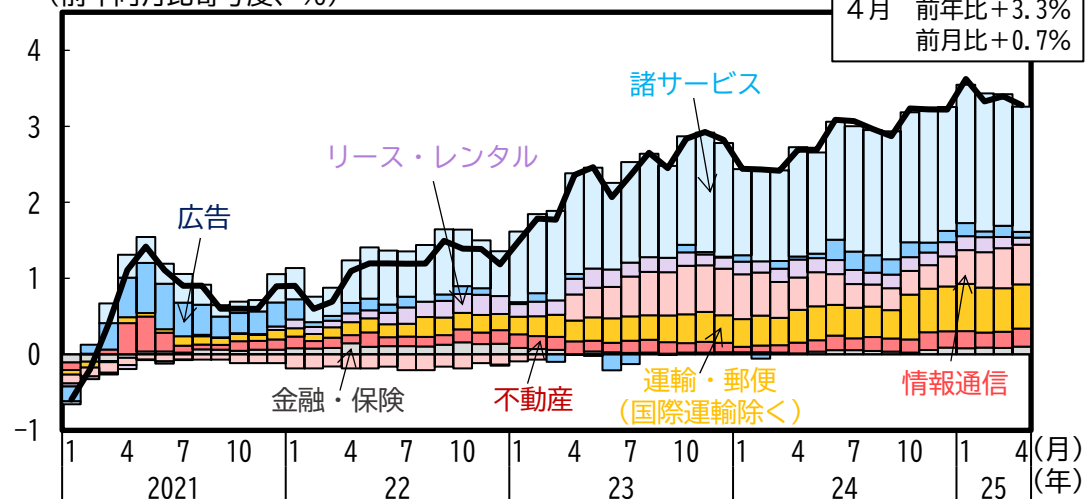
3図 国内企業物価の前年比

（前年同月比寄与度、%）



4図 企業向けサービス価格の前年比

（前年同月比寄与度、%）



（備考）1. 1図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。

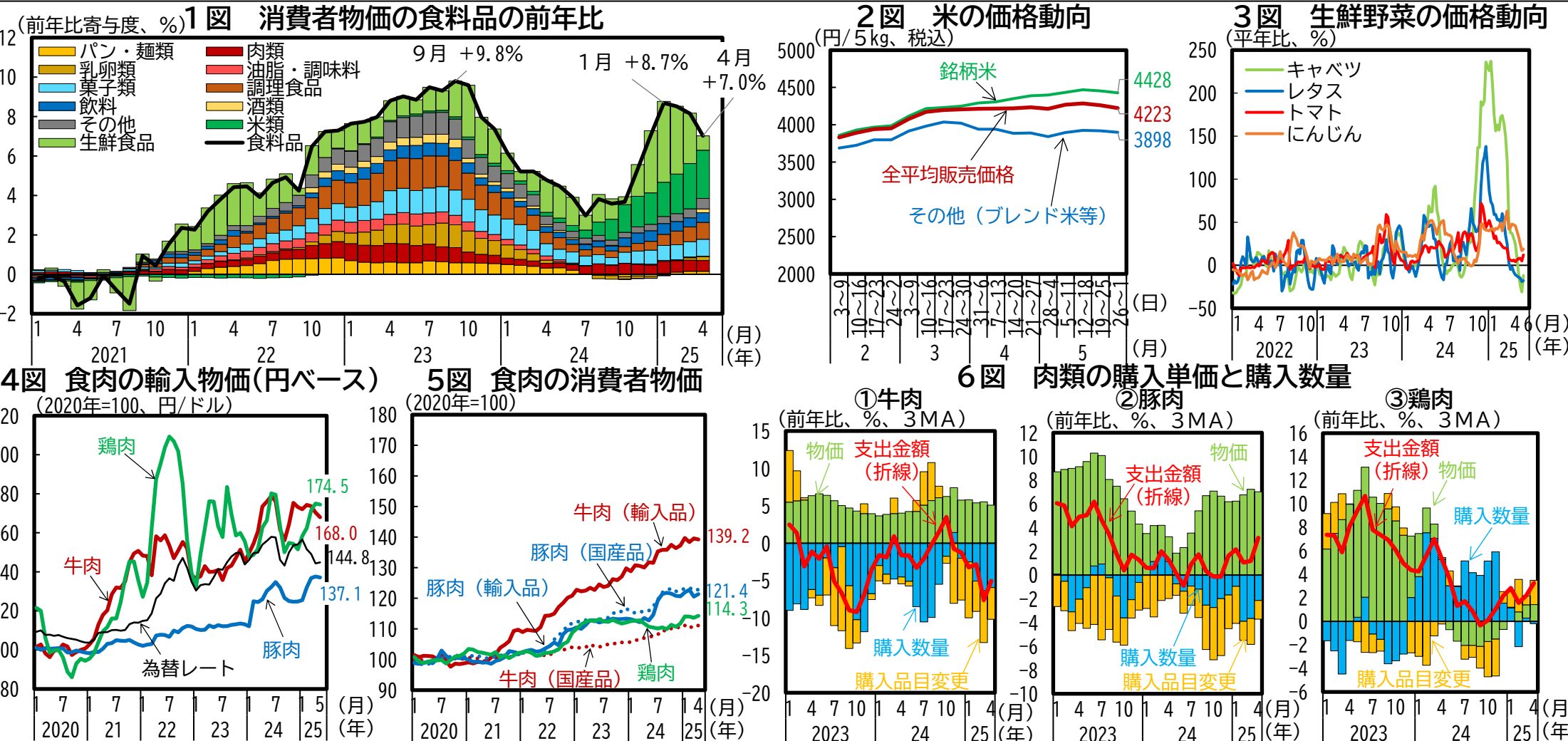
2. 2図は、日本銀行「企業物価指数」、Bloombergにより作成。6月の為替レートは6月10日までを平均した値。

3. 3図は、日本銀行「企業物価指数」により作成。夏季電力料金調整後。

4. 4図は、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。国際運輸を除くベース。前月比は、内閣府による季節調整値。

今月の指標（5） 物価の動向②

- ◆ 食料品の物価は、24年秋以降、米や生鮮食品をはじめ広範な品目で上昇（1図）。米の価格は、4月以降は横ばい傾向（2図）。今後、随意契約による備蓄米の供給を通じた価格安定化効果が期待。また、本年初に高騰した生鮮野菜の価格は、4月以降は価格が安定し、キャベツなど葉物野菜は平年を下回って推移（3図）。
- ◆ 肉類の輸入価格は、円安の影響もあり、この5年間で豚肉は1.4倍、牛肉・鶏肉は1.7倍程度に上昇（4図）。価格転嫁も進み、消費者物価でも輸入牛肉は1.4倍、豚肉は輸入・国産ともに1.2倍程度に上昇（5図）。こうした価格上昇の中で、家計は、牛肉や豚肉の購入量を減らし、鶏肉の購入量を増やすとともに、同じ牛肉・豚肉でも安価な商品を購入する傾向（6図）。



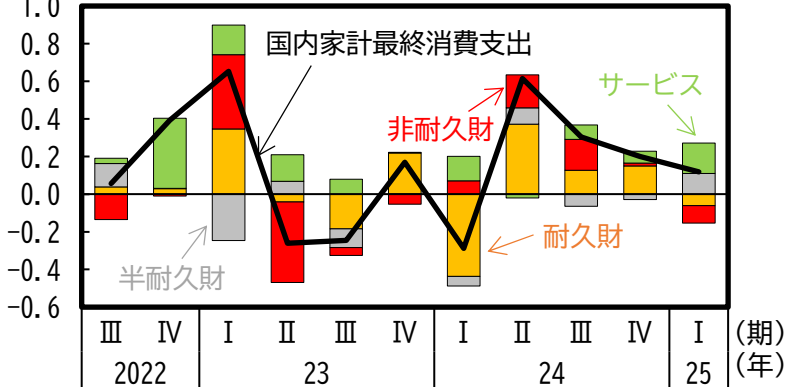
（備考） 1. 1図、5図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。 2. 2図は、農林水産省公表資料により作成。株式会社KSP-SPが提供する全国約1000店舗のスーパーのPOSデータに基づく。
3. 3図は、農林水産省「食品価格動向調査」により作成。週次の値。直近値は6/2～6/4の調査結果。平年比とは、同調査における当該月の過去5か年平均価格との比較。
4. 4図は、日本銀行「企業物価指数」、Bloombergにより作成。 5. 6図は、総務省「家計調査」、「消費者物価指数」により作成。二人以上世帯。△支出金額＝△購入数量＋△購入単価＝△購入数量＋（△物価＋△購入品目変更）として分解。 △購入品目変更は、購入単価の変化率から物価指数の変化率を差し引いた残差。

今月の指標（6） 個人消費の動向

- ◆ 2025年1－3月期（2次速報）の個人消費は4四半期連続プラスとなったが、0.1%と緩やかな伸びにとどまる（1図）。
- ◆ 家計可処分所得は、賃上げの効果に加え、配当増、預金金利上昇もあって、24年以降、財産所得の押上げ寄与が高まる（2図）。
- ◆ 消費者マインドは、予想物価上昇率が高まる中で、全ての年齢層で弱含み（3図）。ただし週次データでは直近は回復傾向。
- ◆ 家計の現預金残高は、コロナ禍で大きく拡大した一方、物価上昇により実質では価値が目減り。一方、株式・投信を含む金融純資産残高では、物価上昇を考慮した実質でも増加トレンドが継続。貯蓄から投資への流れの促進は引き続き重要（4図）。

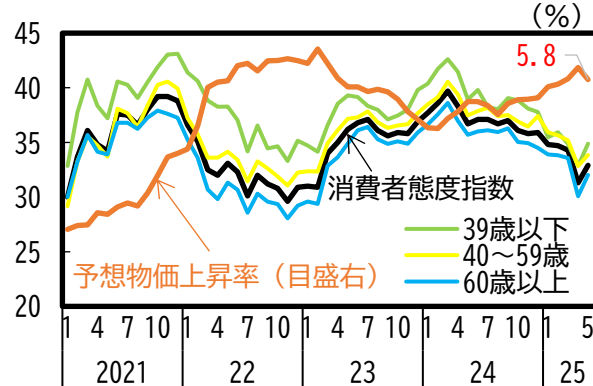
1図 家計消費の形態別寄与度分解

（実質GDPに対する前期比寄与度、%）

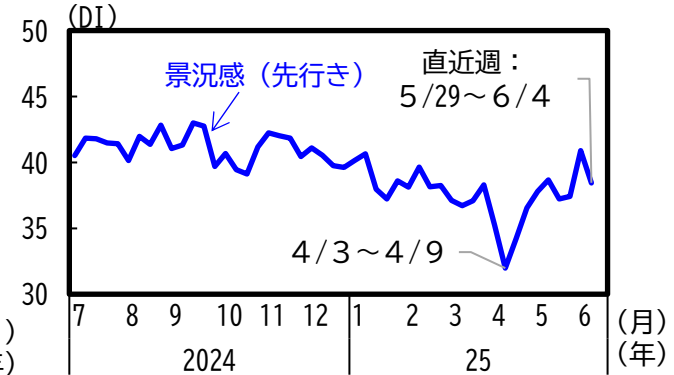


3図 消費者マインドの推移

①消費者態度指数と予想物価上昇率

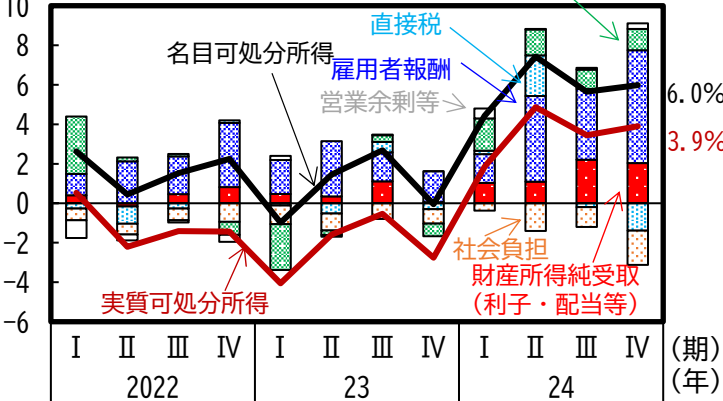


②週次データ（マクロミルの景況感）

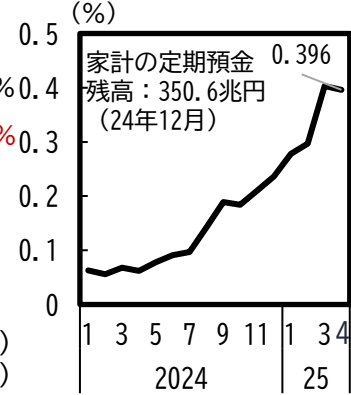


2図 家計可処分所得の推移

（前年同期比寄与度、%）

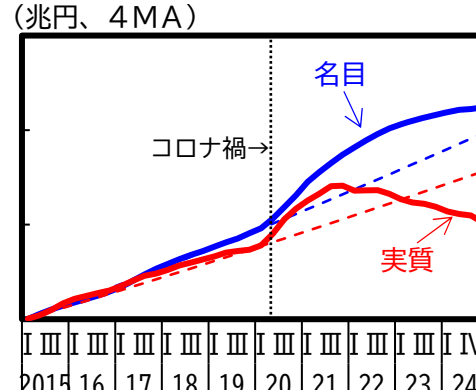


定期預金金利の推移

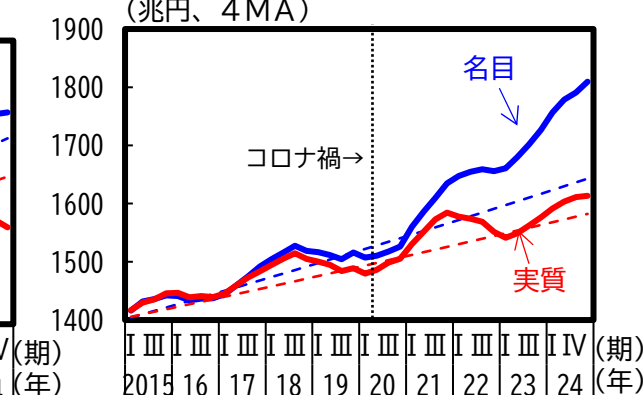


4図 家計現預金残高と金融純資産残高

①家計現預金残高



②金融純資産残高

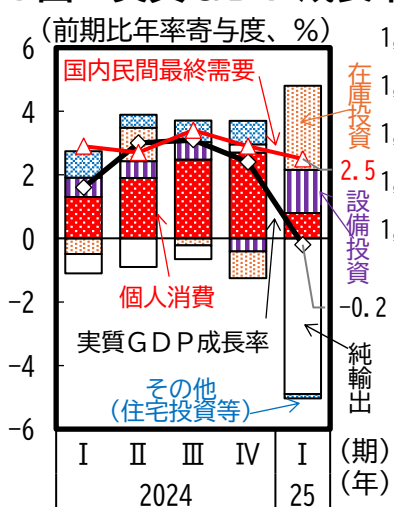


- （備考）1. 1図は、内閣府「国民経済計算」により作成。季節調整値。2025年1－3月期2次速報時点。実質値。2. 2図は、内閣府「国民経済計算」、日本銀行「定期預金の預金期間別平均金利」、「資金循環統計」により作成。定期預金金利は、預金規模・預入期間ともに総合。「営業余剰等」は、「営業余剰・混合所得」と「その他の経常移転（純）」の合計。
3. 3図は、内閣府「消費動向調査」、株式会社マクロミル「Macromill Weekly Index」により作成。原数値。消費者態度指数は2人以上の世帯。予想物価上昇率は「日ごろよく購入する品物の価格について、1年後どの程度になると思いますか」という問に対する世帯の回答結果のうち、上昇、下落ともに「2%未満」を1%、「2%以上～5%未満」を3.5%、「5%以上～10%未満」を7.5%、「10%以上」を10%として、それぞれの回答者割合で加重平均した値。「マクロミル」は、20～74歳の男女1,000人を対象にインターネット調査を実施し、集計したもの。「景況感（先行き）」は2～3か月後の身の回りの景気について5段階（100/75/50/25/0）で評価した際の平均値。直近週は、5月29日～6月4日の週。
4. 4図は、日本銀行「資金循環統計」により作成。実質は家計消費デフレーター（当期と翌期の平均）で実質化した2015暦年価格。名目・実質金額は後方4四半期移動平均。破線は2014年末から2019年末のトレンド。

今月の指標（7） 米国のマクロ経済の動向

- ◆ 米国では、景気の拡大が緩やかになっている（1図）。5月の自動車販売台数は、関税率引上げに伴う駆け込み需要のはく落がみられ、一部の自動車メーカーで減少（2図、3表）。関税措置の影響もあり、一部の耐久財の物価は足下で上昇（4図）。
- ◆ 製造業の景況指数は低下傾向（5図）。原材料価格の上昇のほか、輸出受注や輸入の減少がみられる（6図）。
- ◆ 4月の財輸入は、関税率引上げに伴う駆け込み需要のはく落し、医薬品等の輸入が減少（7図、8図）。

1図 実質GDP成長率



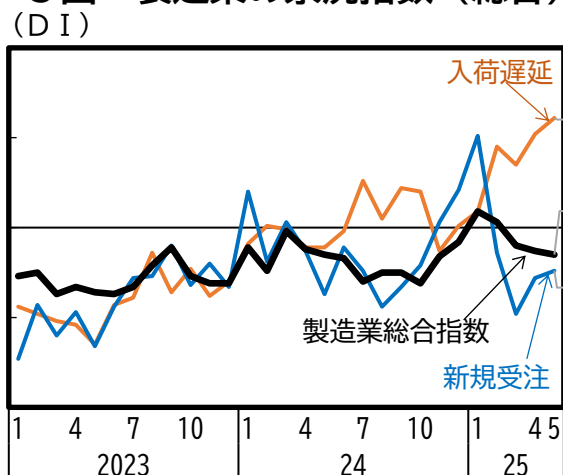
2図 新車販売台数



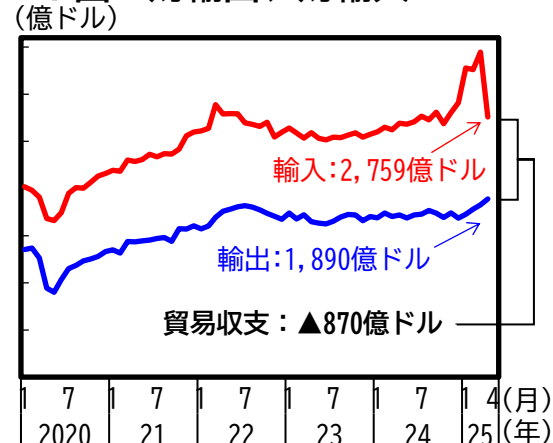
3表 メーカー別の自動車販売台数 (2025年5月)

	前年比		前年比
日系A社	+7.6%	米系A社	+5.8%
日系B社	+6.5%	米系B社	+16.9%
日系C社	▲3.9%	独系A社	▲31.0%
日系D社	▲10.4%	独系B社	+5.1%

5図 製造業の景況指数 (総合)

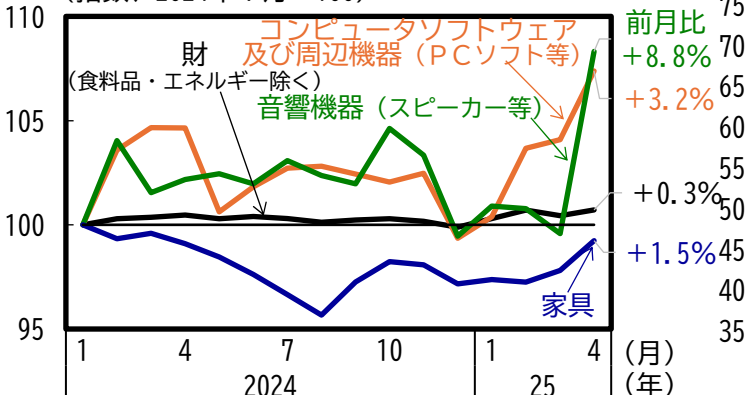


7図 財輸出、財輸入



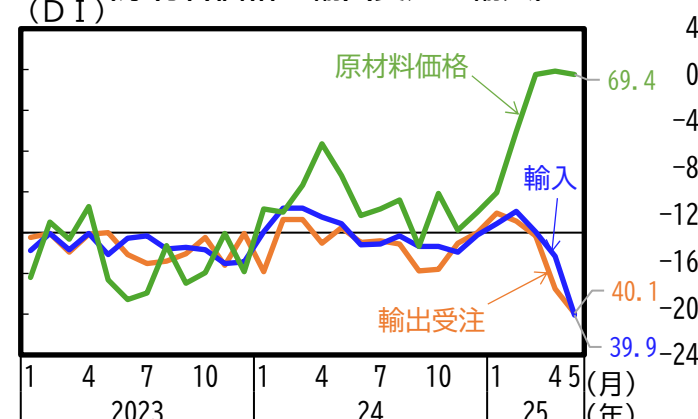
4図 財の物価

(個人消費支出 (PCE) デフレーター)
(指数、2024年1月=100)

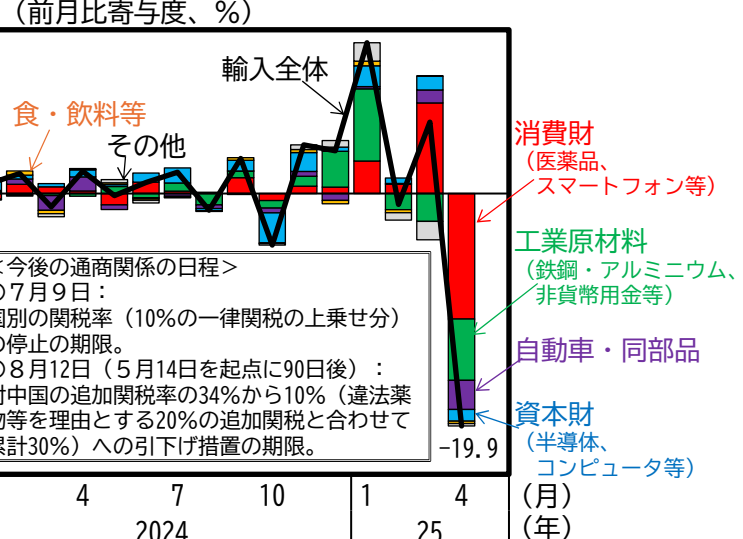


6図 製造業の景況指数

(原材料価格・輸出受注・輸入)



8図 品目別実質財輸入



- (備考) 1. 1図は、米国商務省により作成。国内民間最終需要は、GDPから純輸出、政府支出、在庫投資を引いたもの（個人消費と設備投資と住宅投資の合計に相当）。2図は、米国商務省により作成。季節調整値。
2. 3表は、マークラインズにより作成。日系A社～D社は、日系企業の2024年の自動車販売台数上位4社。米系A社・B社、独系企業A社・B社は、それぞれ米国系、ドイツ系企業の2024年の自動車販売台数上位2社。
3. 4図は、米国商務省により作成。季節調整値。
4. 5図、6図は、ISM (全米供給管理協会) により作成。製造業の購買・供給担当者に対する調査を基に作成される月次の景況指数。製造業総合指数は「生産・新規受注・入荷遅延・雇用・在庫」の5項目について、「前月に比べて良い、同じ、悪い」の回答結果を基に算出。50を上回ると改善、下回ると悪化を示す。入荷遅延指数は、50を上回るほど納期に遅れが生じていることを示す。
5. 7図は、米国商務省により作成。通関ベース、名目、季節調整値。8図は、米国商務省により作成。通関ベース、実質値。

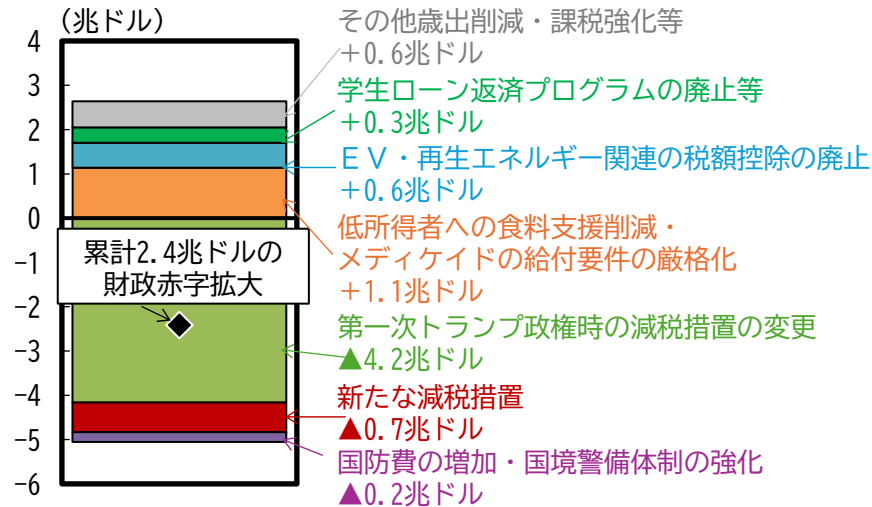
今月の指標（8） 米国の財政の動向

- ◆ 債務上限引上げ、減税、歳出削減などをまとめた財政調整法案が下院で可決（1表）。議会予算局は、同法案による財政赤字は10年間で累計2.4兆ドルと推計（2図）。同法案により、連邦政府債務残高が更に増加する可能性（3図）。
- ◆ 米国債の長期金利は高止まりし、このところ4.5%近傍で推移（4図）。

1表 「一つの大きな美しい法案」の概要
(One Big Beautiful Bill Act (財政調整法案)、5月22日下院可決、上院審議中)

債務上限の引上げ	歳出削減（低所得者支援）	新たな減税措置
○連邦政府債務上限の4兆ドル引上げ	○低所得者への食料支援（SNAP）削減 ○メディケイドの給付要件の厳格化	○チップ・残業代の非課税化（2028年末まで）
その他	歳出削減（バイデン政権時関連）	第一次トランプ政権時の減税措置の変更
○国防費の増加 ○国境警備体制の強化 ○米企業にデジタルサービス税等を課す国の政府・居住者に対し、米国からの配当・利子等に追加課税	○バイデン政権の学生ローン返済プログラムの廃止 ○バイデン政権によるEV・再生可能エネルギー関連の税額控除の廃止	○第一次トランプ政権から実施している個人向け税制優遇措置の恒久化 ○州・地方税控除の上限を1万ドルから4万ドルに引上げ

2図 法案が財政収支に与える影響
(25-34年度累計額、6月4日議会予算局による推計)



※関税率引上げが財政収支に与える影響
(6月4日議会予算局による推計)

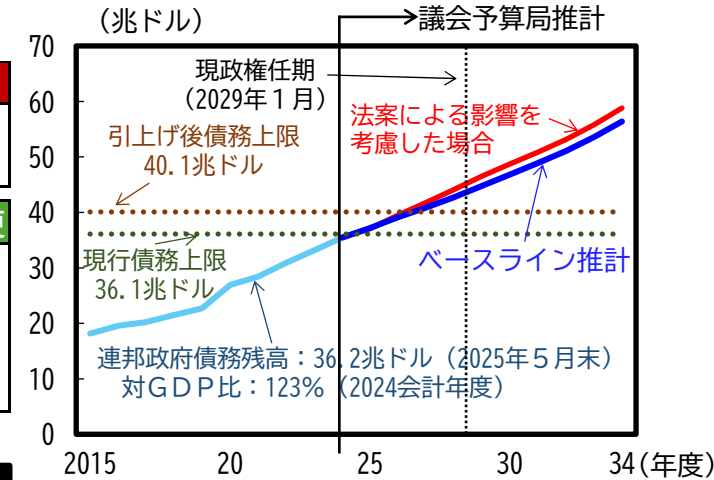
→25-34年度累計2.8兆ドルの財政赤字縮小
【財政収支に与える影響の内訳】

- ①関税収入の増加：+2.5兆ドル
- ②利払い負担の減少：+0.5兆ドル
- ③関税率引上げ及び報復関税による米国経済への押下げ効果：▲0.2兆ドル

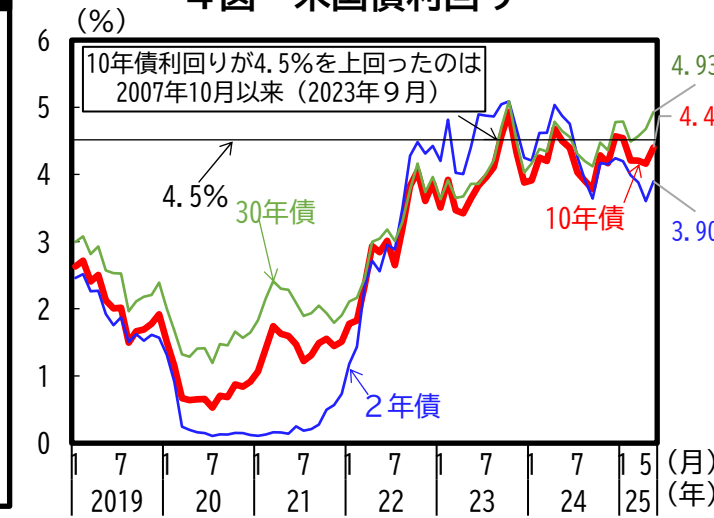
<推計で仮定された米国の追加関税率>

- ・中国及び香港：30%
- ・カナダ・メキシコの特定品目：25%
- ・自動車・同部品：25%
- ・鉄鋼・アルミニウム：25%
- ・各国に対する一律関税：10%

3図 連邦政府債務残高



4図 米国債利回り



(備考) 1. 1表は、米国議会図書館により作成。2図は、米国議会予算局により作成。財政収支に与える影響は、5月22日の下院可決法案を基にした推計。

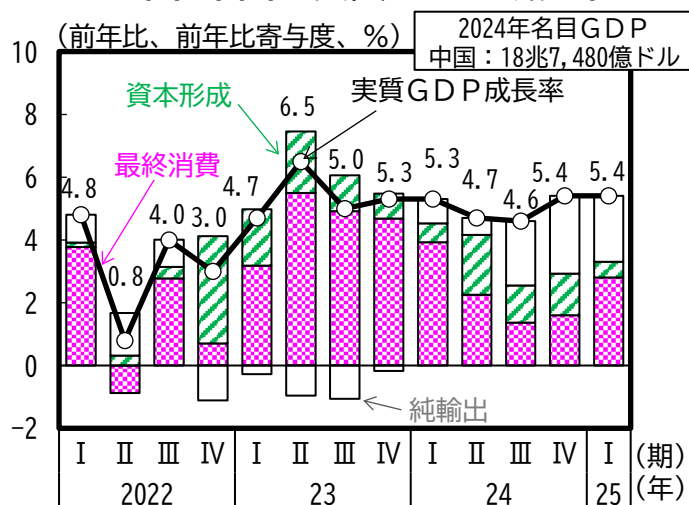
2. 3図は、米国議会予算局、米国財務省、米国商務省により作成。年度末値。デフォルトを一時的に回避するための特別措置（公務員年金基金への投資停止など）により資金繰りを維持している。連邦政府債務残高は総債務残高を示す。債務上限に達しているかを判定する際には、一部の債務が対象外となるため、2025年5月末の総債務残高（36.2兆ドル）は現行の債務上限の36.1兆ドルを上回っている。ベースライン推計は、米国議会予算局の総債務残高の2025年1月推計値。米国における2024会計年度は、2023年10月から2024年9月までの期間。法案による利払い負担増加分、関税措置による影響は、推計には含まれていない。

3. 4図は、Bloombergにより作成。月末値。

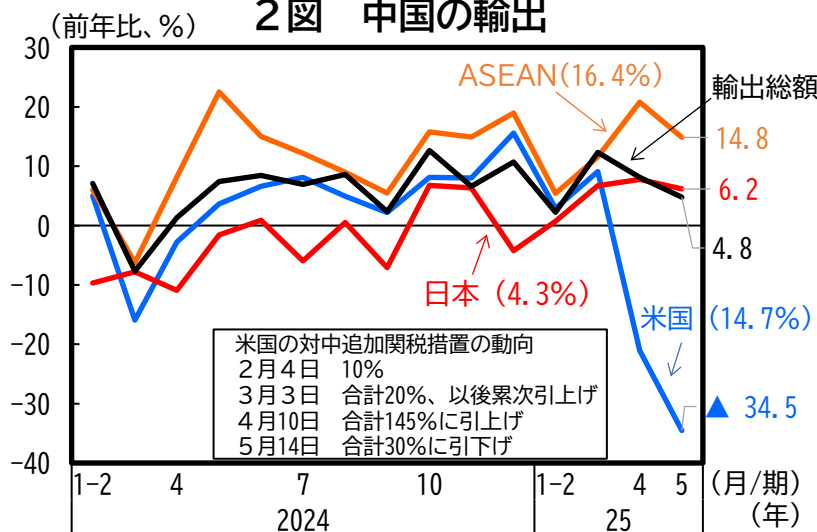
今月の指標（9） アジア経済の動向

- ◆ 中国では、消費促進等の各種政策の効果がみられるものの、自律的な成長軌道には戻っておらず、景気は足踏み状態（1図）。輸出は、米国向けが大幅に減少した一方、ASEAN向けを中心に全体として対前年比増加基調で推移（2図）。足下では新規輸出受注の低下もあり、製造業の景況感は持ち直しの動きに足踏み（3図）。今後も通商問題の動向による影響に留意が必要。
- ◆ インドでは、景気は緩やかに拡大している（4図）。アジアの鉱工業生産は、特に台湾で半導体・電子機器を中心に増加（5図）。一時通貨安となっていたアジアの為替レートは、足下では対ドルで増価基調。特に台湾ドルは5月に大きく増価（6図）。

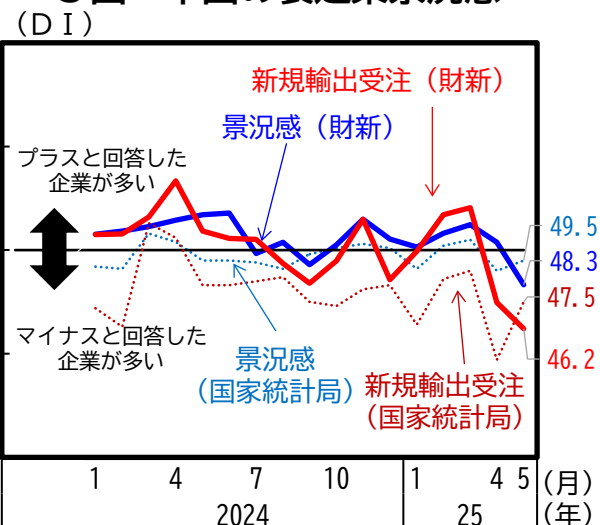
1図 中国の実質GDP成長率



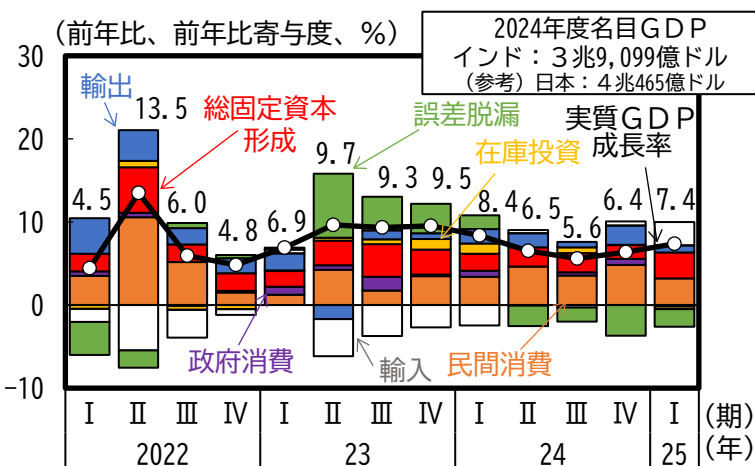
2図 中国の輸出



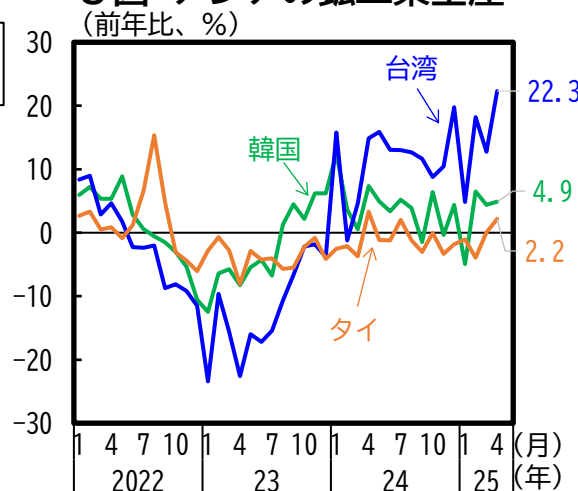
3図 中国の製造業景況感



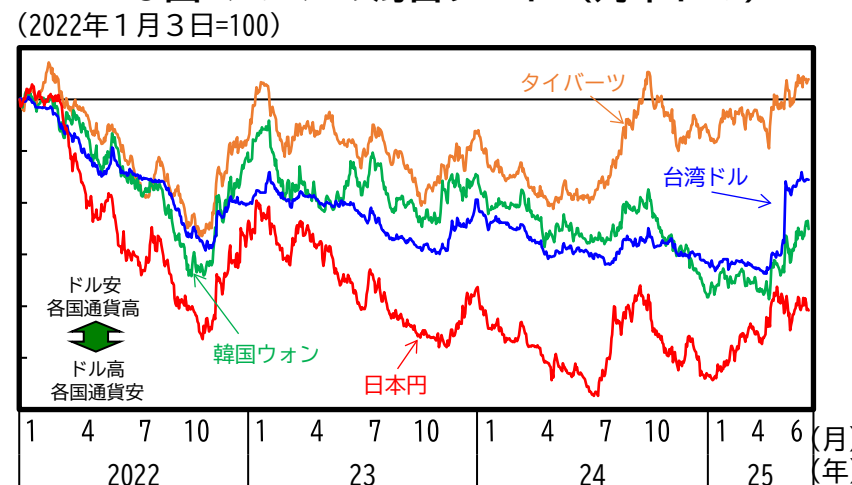
4図 インドの実質GDP成長率



5図 アジアの鉱工業生産



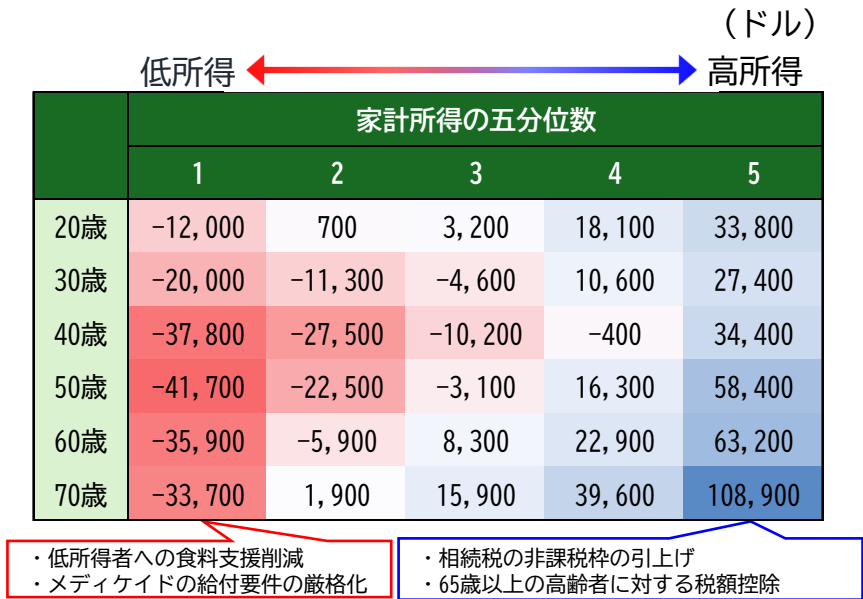
6図 アジアの為替レート (対米ドル)



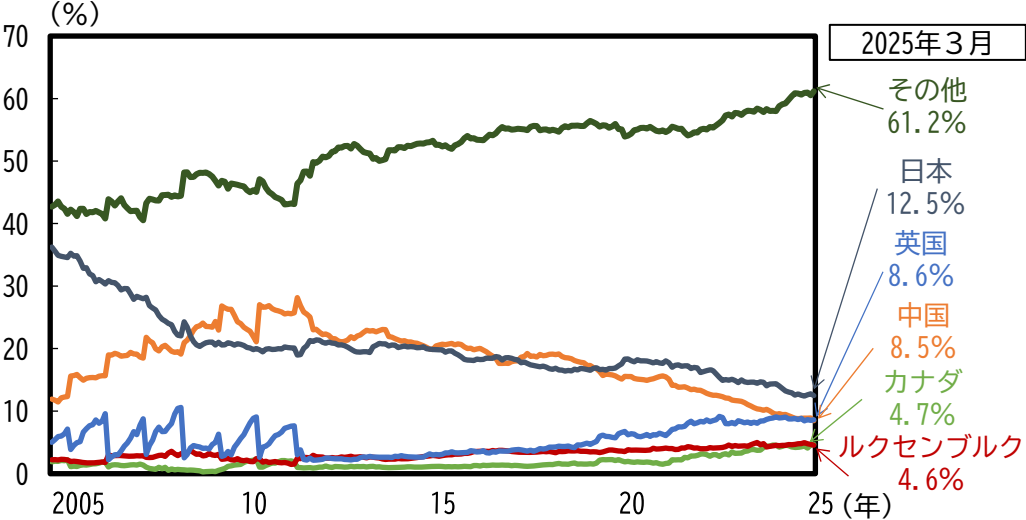
(備考) 1. 1図は、中国国家統計局、IMF Data Portalにより作成。 2. 2図は、中国海関総署により作成。 () 内は2024年における輸出相手国別のシェア。 3. 3図は、中国国家統計局及び財新/S & Pグローバルにより作成。
 4. 4図は、インド統計・事業実施省、IMF Data Portalにより作成。年度は、4月～翌3月。日本の計数は、内閣府「国民経済計算」により作成。2025年1～3月期2次速報時点。
 5. 5図は、各国統計により作成。タイは製造業生産。 6. 6図は、Bloombergにより作成。日次の終値(2022年1月3日～2025年6月10日)。

参 考

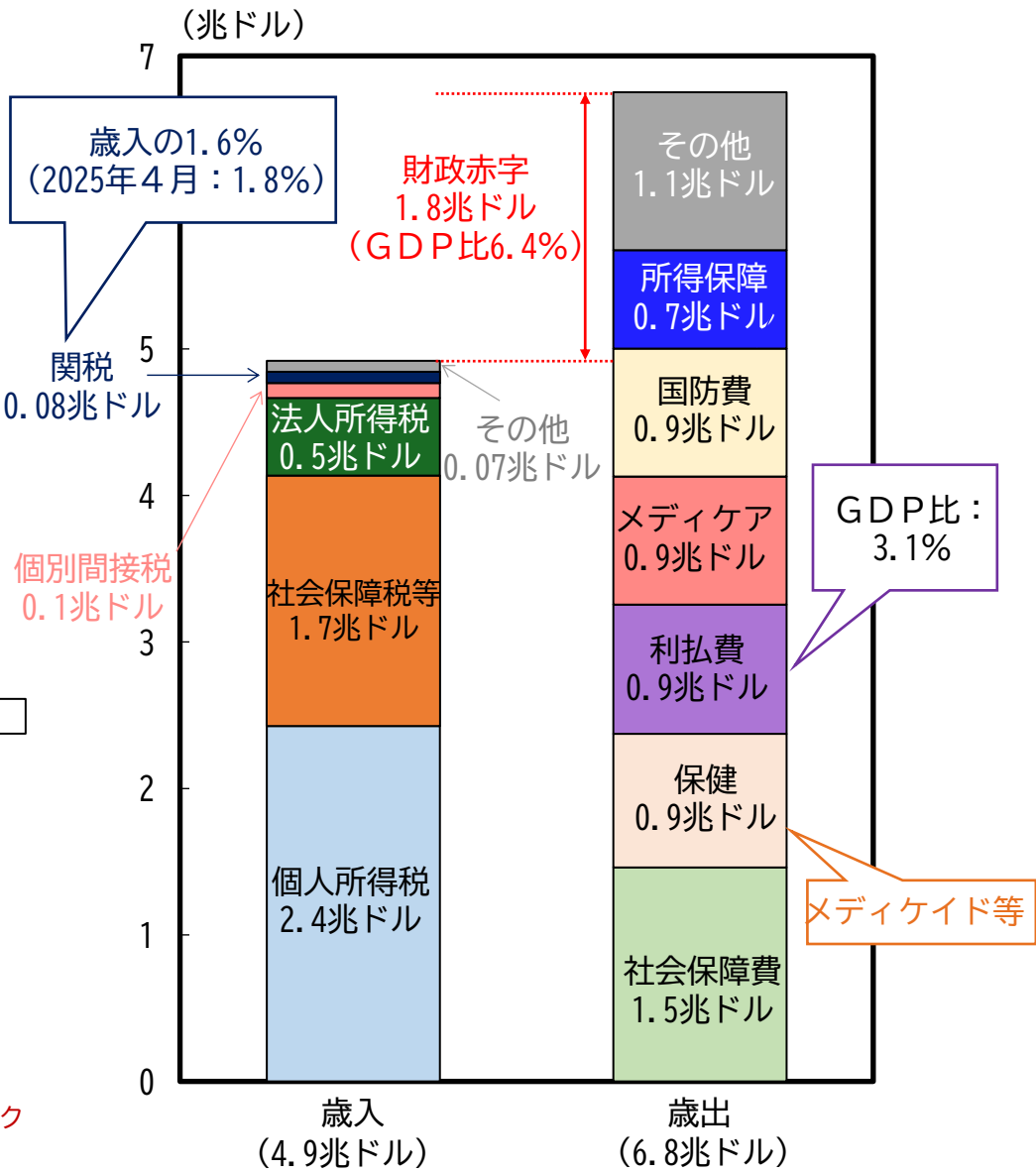
「一つの大きな美しい法案」が生涯所得に与える影響
(年齢・所得階層別、ペンシルバニア大学推計)



米国債の海外保有分の居住国別シェア

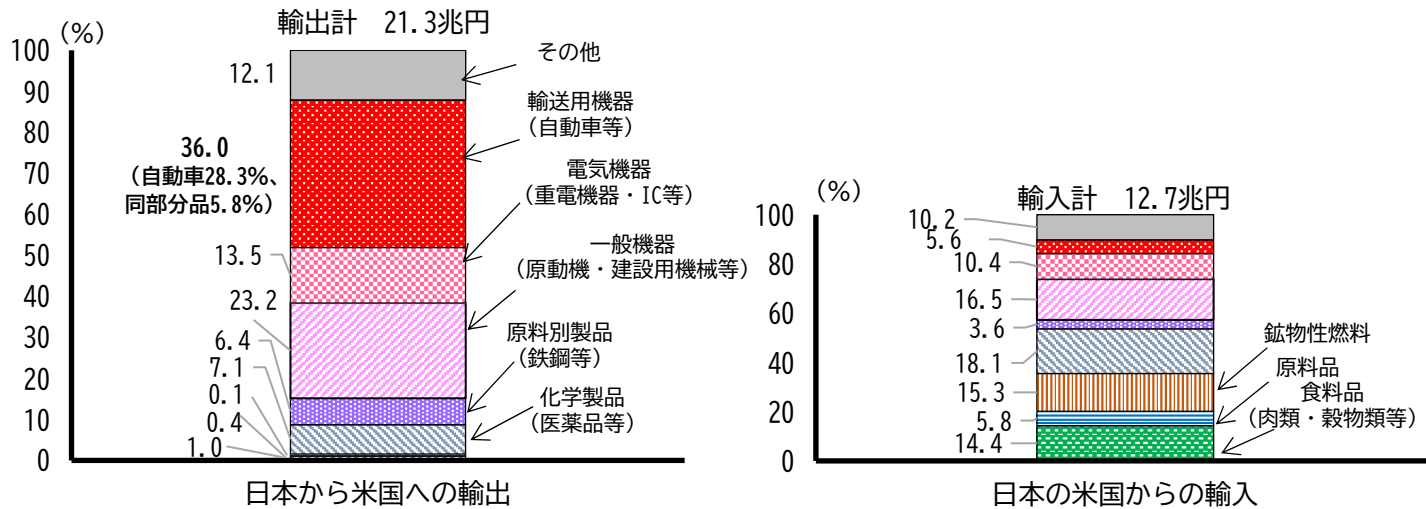


連邦政府の歳入・歳出 (2024会計年度)

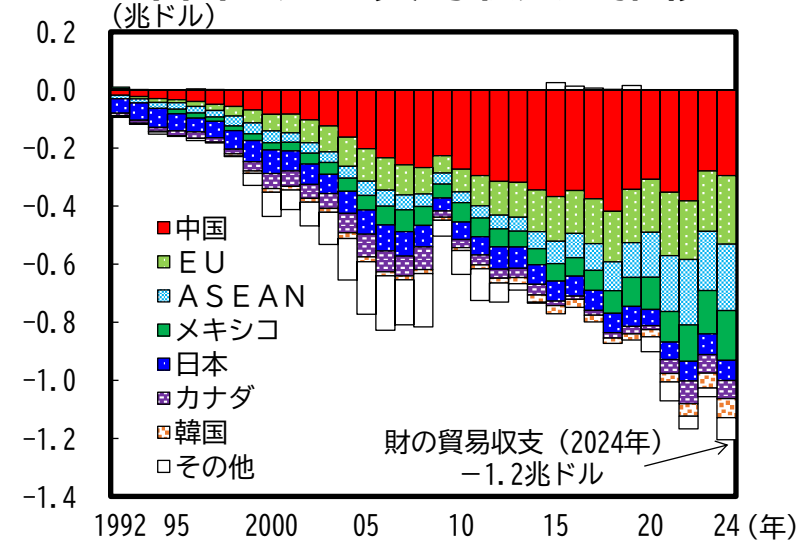


(備考) 1. 左上図は、ペンシルバニア大学 “The House-Passed Reconciliation Bill: Budget, Economic, and Distributional Effects” (2025年5月23日公表) により作成。所得の分位、年齢は、政策変更時での分類。
2. 左下図は、米国財務省により作成。シェアは、各国保有額を米国外保有額合計で除した値。
3. 右図は、米国財務省、米国商務省により作成。米国における2024会計年度は、2023年10月から2024年9月までの期間。

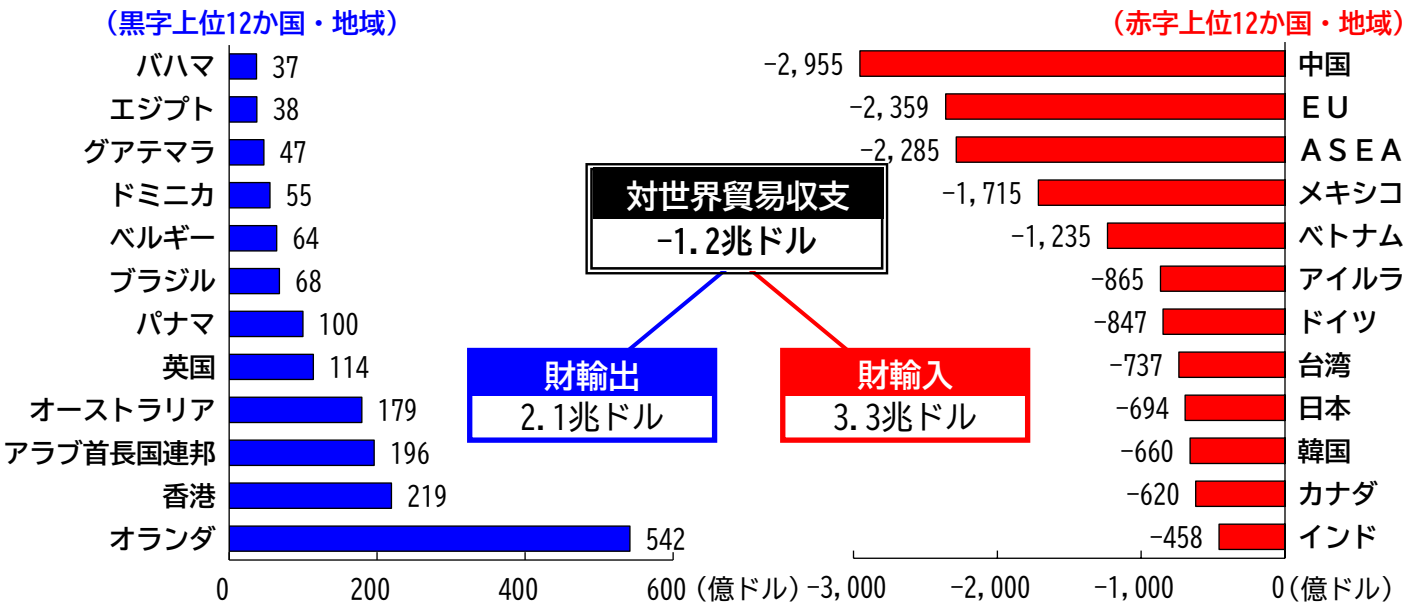
日米間の財貿易（日本側統計・2024年）



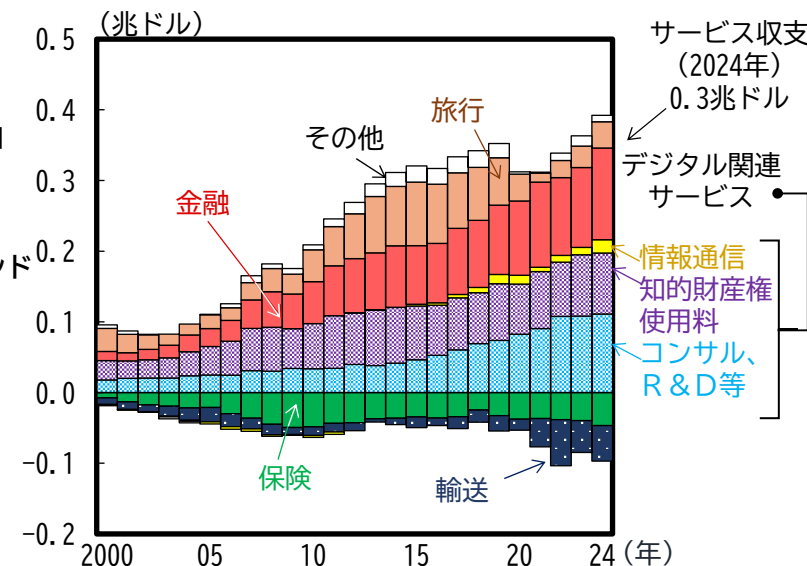
米国の財の貿易収支の推移



米国の財の貿易収支（国・地域別）（2024年）

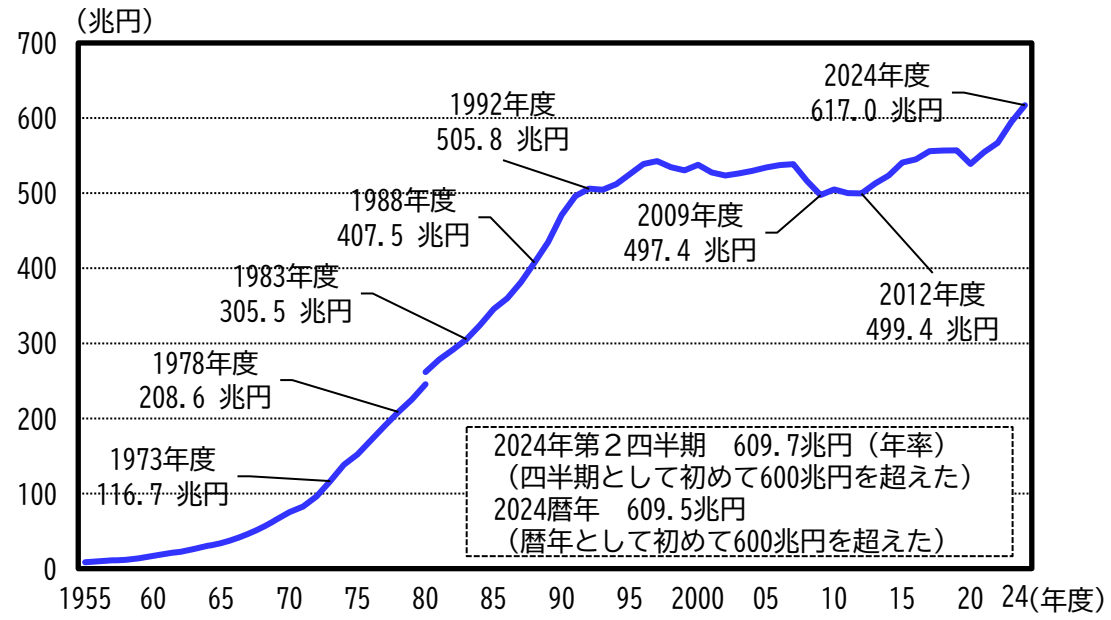


米国のサービス収支の推移

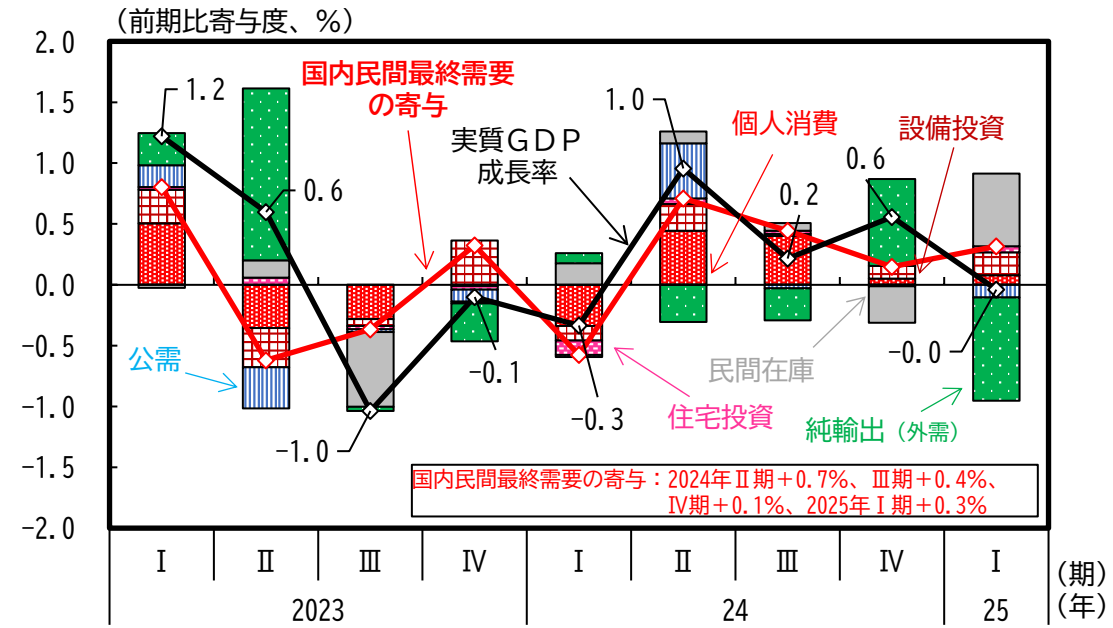


（備考） 1. 左上図は、財務省「貿易統計」により作成。
2. 左下図、右上図は、米国商務省により作成。名目値。通関ベース。なお、米国からオランダに輸出される財のうち相当部分が、オランダから他のEU諸国へ域内輸出されている可能性には留意が必要。
3. 右下図は、米国商務省により作成。名目値。国際収支ベース。「コンサル、R&D等」は、その他ビジネスサービスを指す。

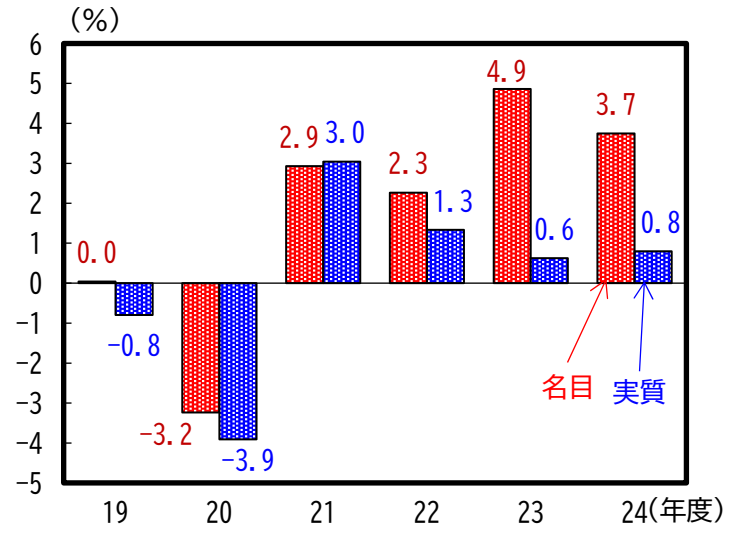
名目GDPの推移



実質GDP成長率の寄与度分解



GDP成長率の推移（年度）



個人消費の推移

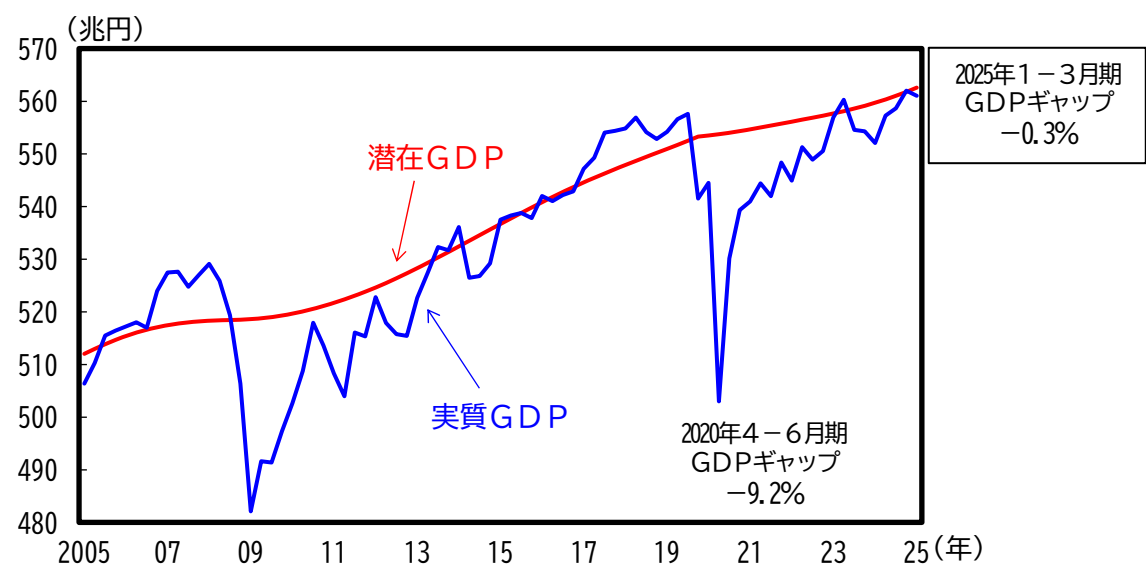


設備投資の推移

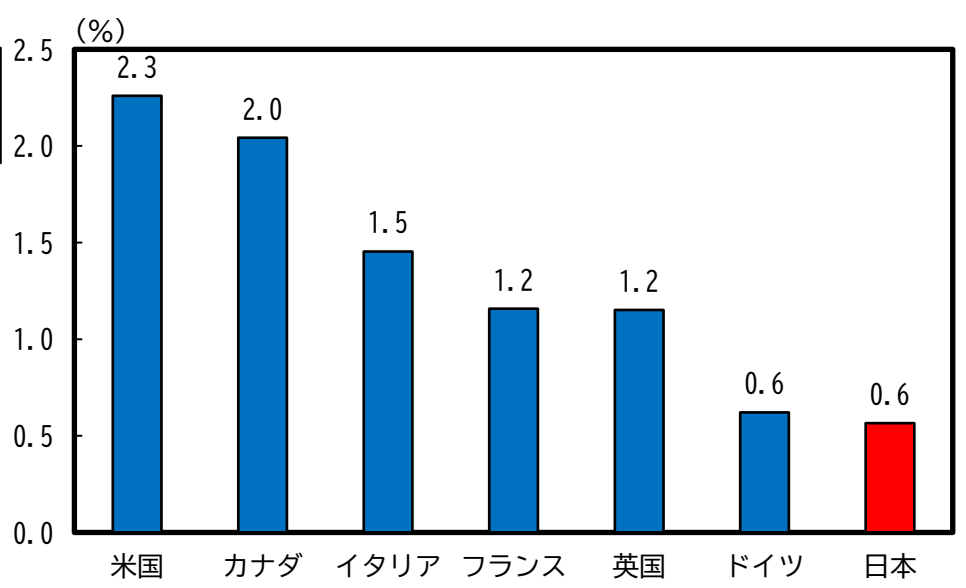


（備考）内閣府「国民経済計算」により作成。2025年1－3月期2次速報時点。実質金額は、2015暦年連鎖価格。国内民間最終需要の寄与は、個人消費、設備投資、住宅投資の実質GDP成長率に対する寄与度を合計したもの。左上図のうち、1980年度までは平成2年基準、1980年度以降は2015年（平成27年）基準GDP。なお、1980年度から1993年度までは、2015年（平成27年）基準支出側GDP系列簡易遡及。右下2図は季節調整値。

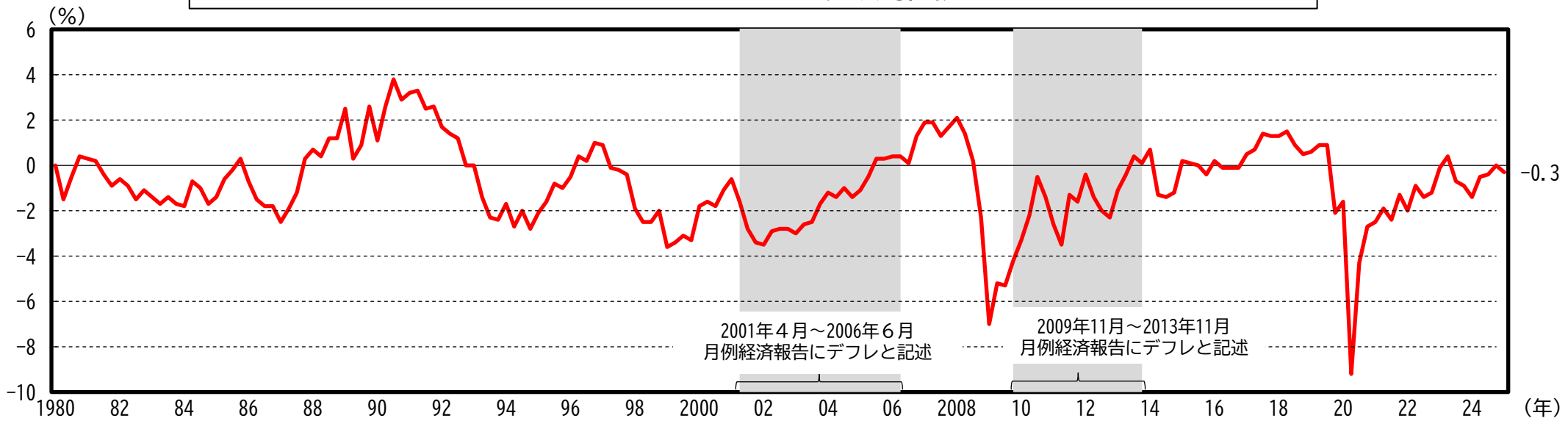
潜在GDPと実質GDP



潜在成長率（潜在GDPの伸び率）の国際比較



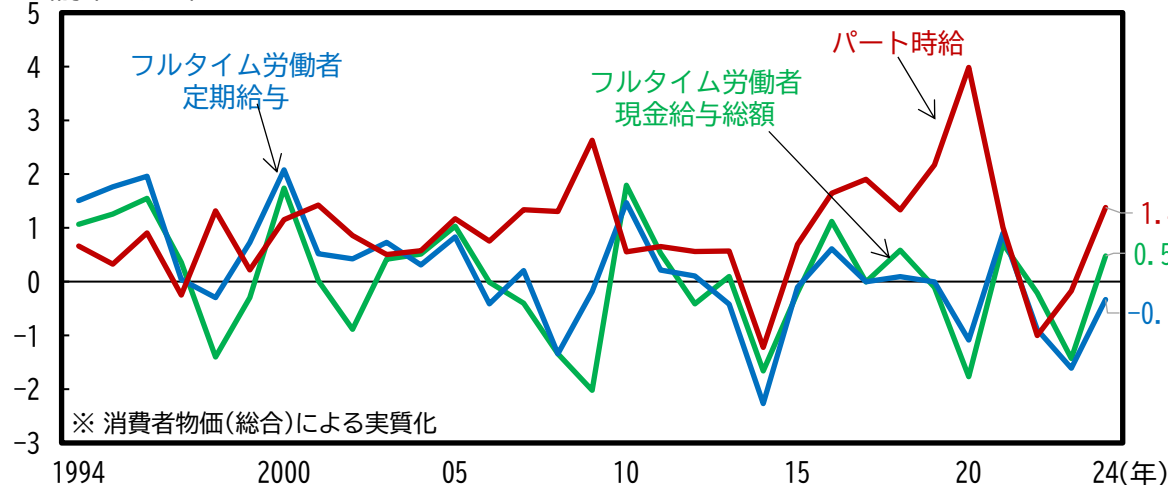
GDPギャップの長期推移



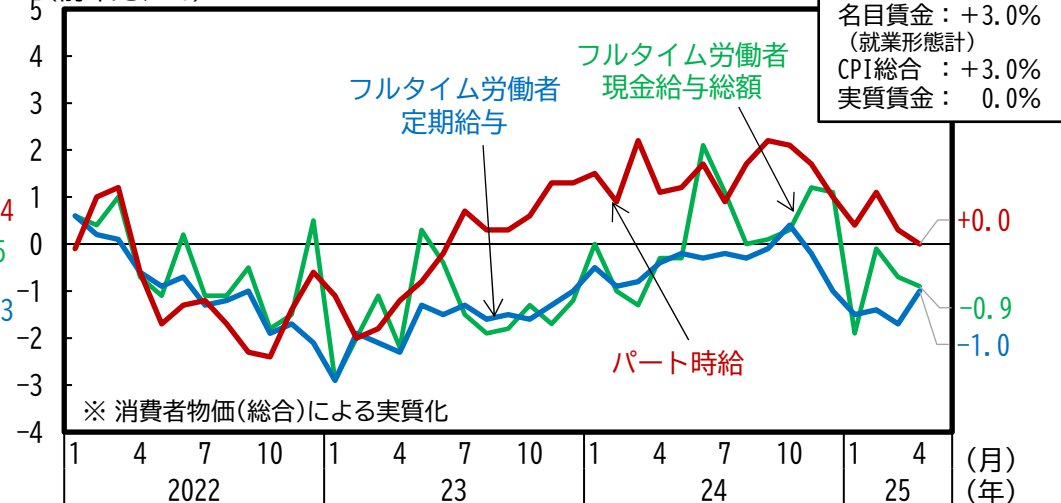
(備考) 1. 左上図は、内閣府推計値、内閣府「国民経済計算」により作成。2025年1-3月期1次速報時点。
2. 右上図は、日本は内閣府推計値、米国は米国議会予算局推計値、その他の国はOECD「Economic Outlook No.117」により作成。日本の値は2025年1-3月期の値、その他の国は2024暦年値。
3. 下図は、内閣府推計値により作成。

就業形態別の実質賃金

(前年比、%)



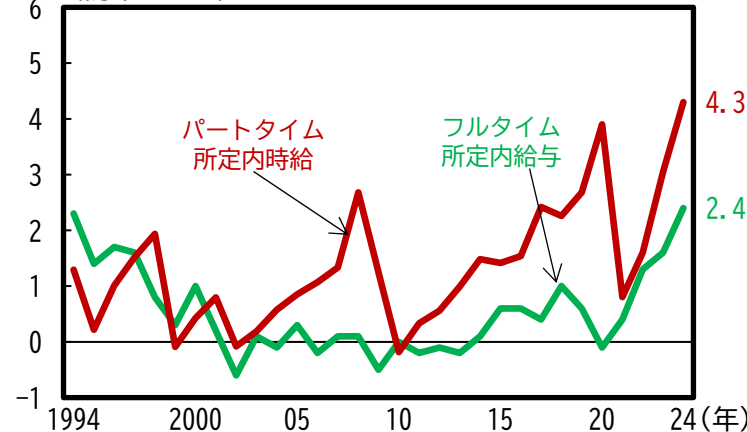
(前年比、%)



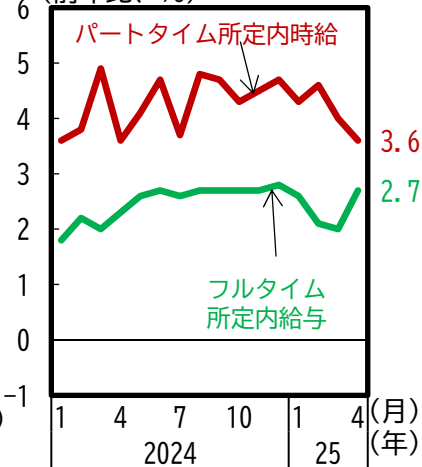
就業形態別の名目賃金

フルタイム労働者所定内給与とパートタイム労働者所定内時給

(前年比、%)

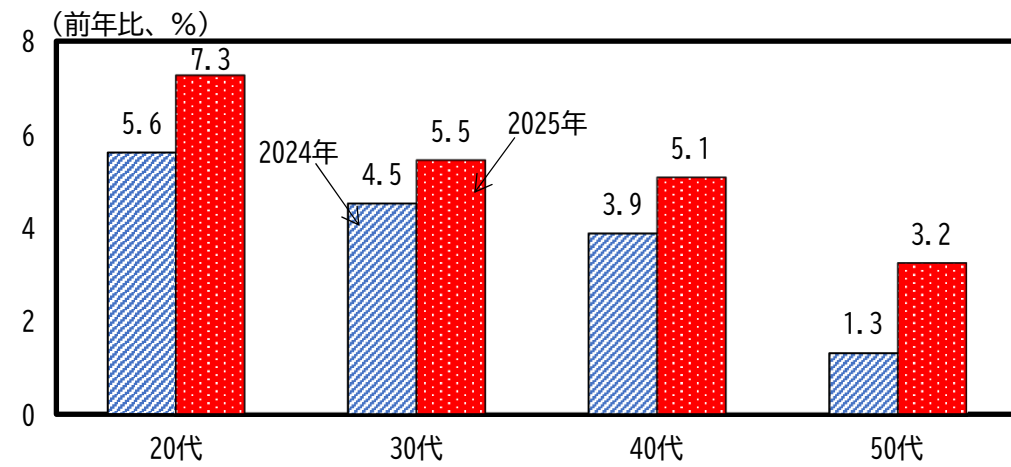


(前年比、%)



ビッグデータからみた年齢別給与の伸び

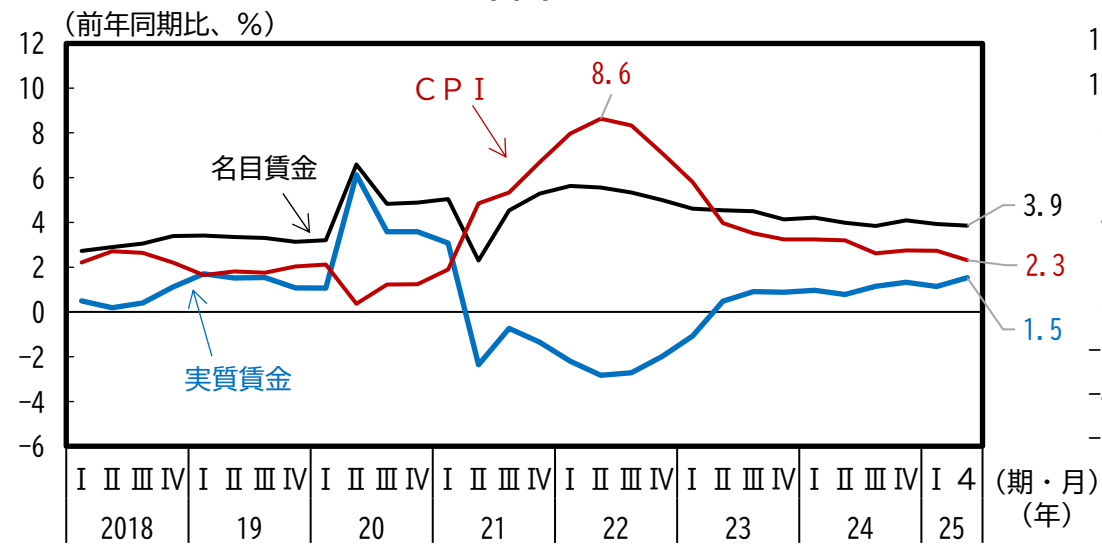
4・5月平均の所定内給与上昇率
(ビッグデータに基づく同一企業の前年比)



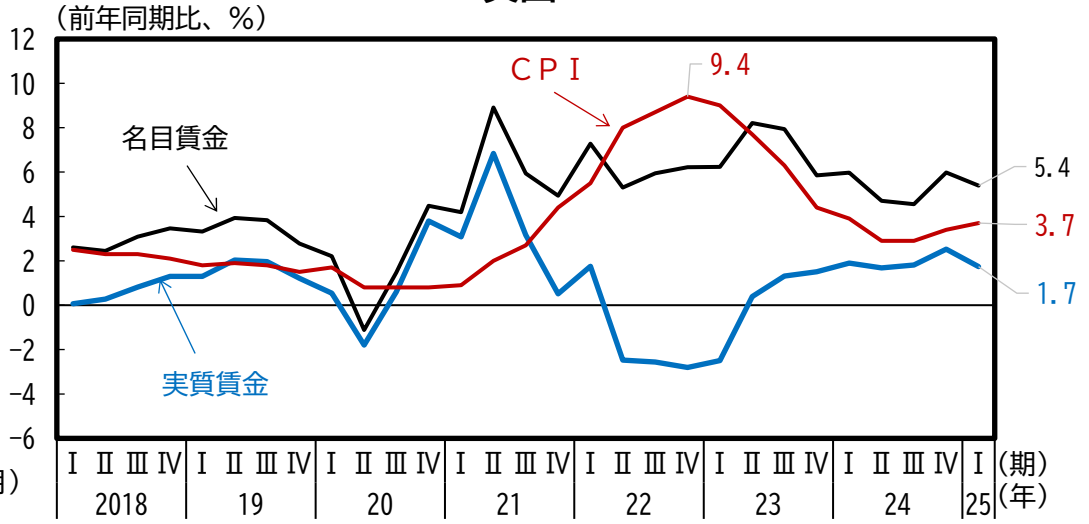
- (備考) 1. 上図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「消費者物価指数」により作成。消費者物価指数(総合)で実質化した指数を算出し、前年同月比を計算。2024年の名目賃金については、2024年1月のベンチマーク更新を反映した2023年の参考値(指数)と2024年の指数を用いている。パート時給は、所定内給与を所定内労働時間で除することにより算出。2025年4月は速報値。
2. 左下図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。2025年4月は速報値。右下図は、株式会社ペイロールの保有する給与計算代行サービスデータにより作成。各年各月について前年から共通するサンプルの所定内給与の平均の伸び率を算出した後、各年4月と5月の伸び率を単純平均。対象は、データ利用の同意があった企業等の月給者で、サンプルサイズは43,816人(2025年5月分)。賃金構造基本統計調査とは、業種や企業規模、都道府県等、サンプルの分布が異なっている可能性に留意が必要。

各国の名目賃金上昇率、物価上昇率、実質賃金上昇率

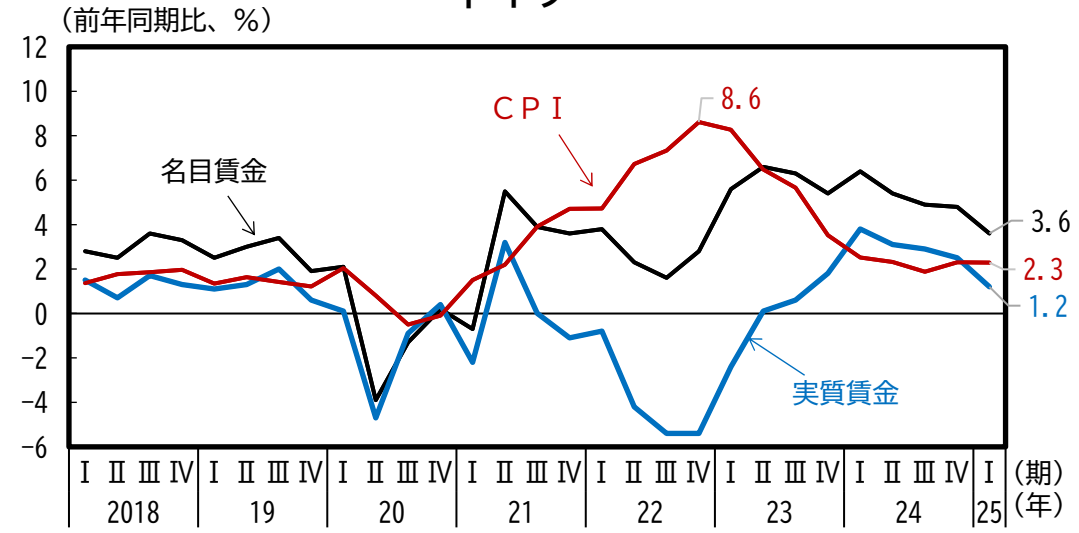
米国



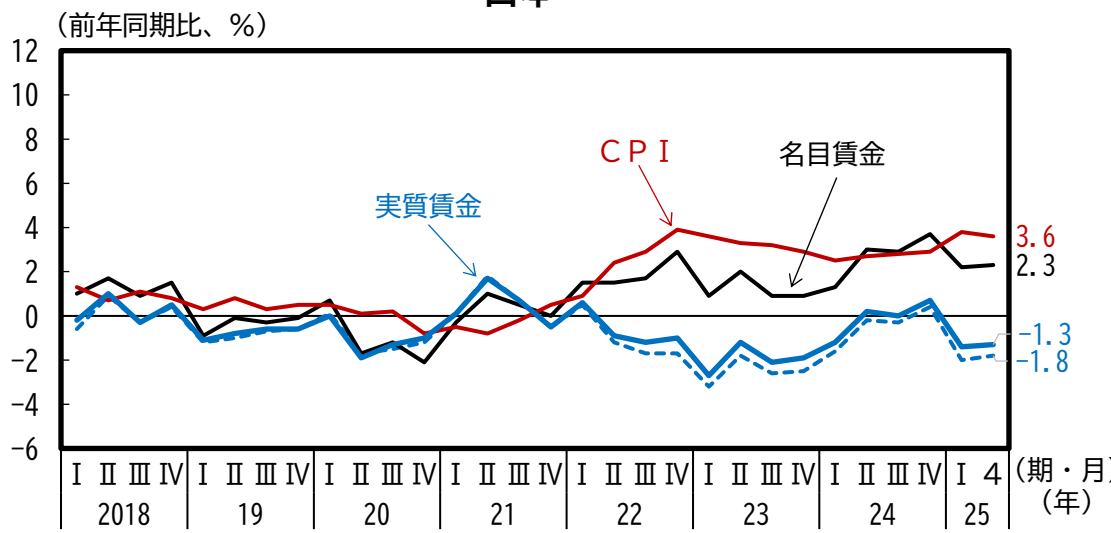
英国



ドイツ



日本



(備考) 1. 米国労働省、英国国家統計局、ドイツ連邦統計局、総務省「消費者物価指数」及び厚生労働省「毎月労働統計調査」により作成。
2. 米国は、名目賃金は時間あたり賃金、物価は消費者物価（帰属家賃含む）。英国は、名目賃金は週平均賃金、物価は消費者物価（帰属家賃含む）。ドイツは、名目賃金は月間平均賃金、物価は消費者物価（帰属家賃含む）。
3. 日本の名目賃金は月平均賃金。実質賃金について、実線は消費者物価指数（総合）で実質化。点線は消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化。2025年4月は速報値。

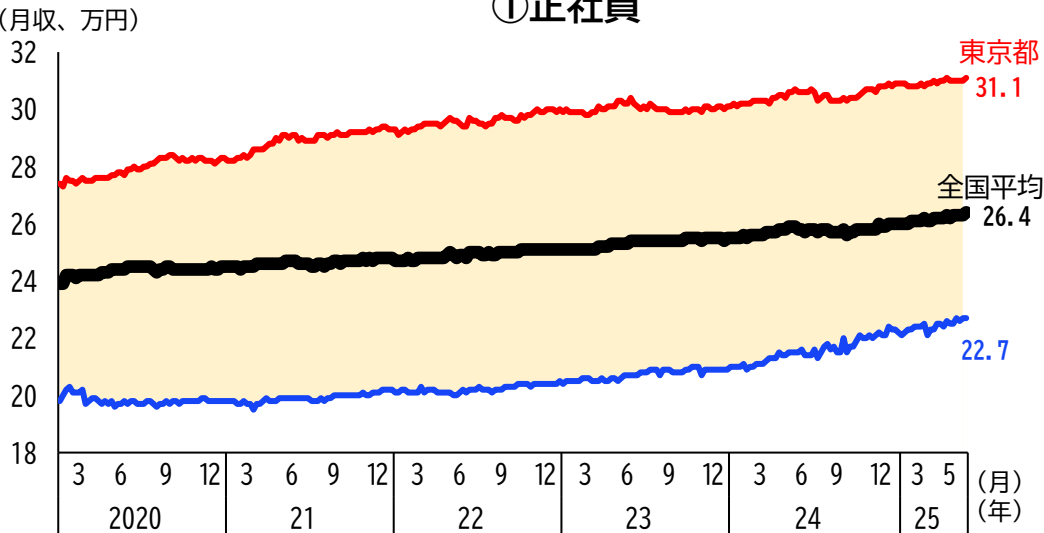
1 図 春闘の地域別妥結結果（賃上げ率、6月10日時点集計分、41都道府県判明、27都府県で5%以上）

	全規模	うち300人未満		全規模	うち300人未満		全規模	うち300人未満
全国	5.26%	4.70%	富山県	5.45%	-	島根県	4.91%	5.42%
北海道	4.93%	4.75%	石川県	5.04%	4.60%	岡山県	5.16%	5.07%
青森県	4.66%	4.53%	福井県	5.75%	-	広島県	5.51%	4.72%
岩手県	5.38%	5.31%	山梨県	4.86%	-	山口県	5.14%	4.65%
宮城県	4.76%	4.44%	長野県	4.78%	4.39%	徳島県	4.84%	-
秋田県	5.24%	5.15%	岐阜県	4.92%	5.01%	香川県	5.68%	3.41%
山形県	4.33%	-	静岡県	未公表	-	愛媛県	5.09%	-
福島県	4.90%	4.63%	愛知県	5.48%	5.11%	高知県	5.30%	-
茨城県	4.36%	-	三重県	5.38%	4.57%	福岡県	5.96%	5.21%
栃木県	5.16%	5.06%	滋賀県	5.56%	4.94%	佐賀県	5.76%	-
群馬県	5.80%	5.75%	京都府	5.27%	4.44%	長崎県	5.45%	-
埼玉県	非公表	-	大阪府	5.36%	4.71%	熊本県	5.00%	5.24%
千葉県	5.07%	4.91%	兵庫県	非公表	-	大分県	5.94%	5.48%
東京都	5.52%	4.90%	奈良県	未公表	-	宮崎県	4.70%	4.44%
神奈川県	5.00%	4.78%	和歌山県	5.96%	5.48%	鹿児島県	未公表	-
新潟県	4.95%	4.75%	鳥取県	4.86%	-	沖縄県	未公表	-

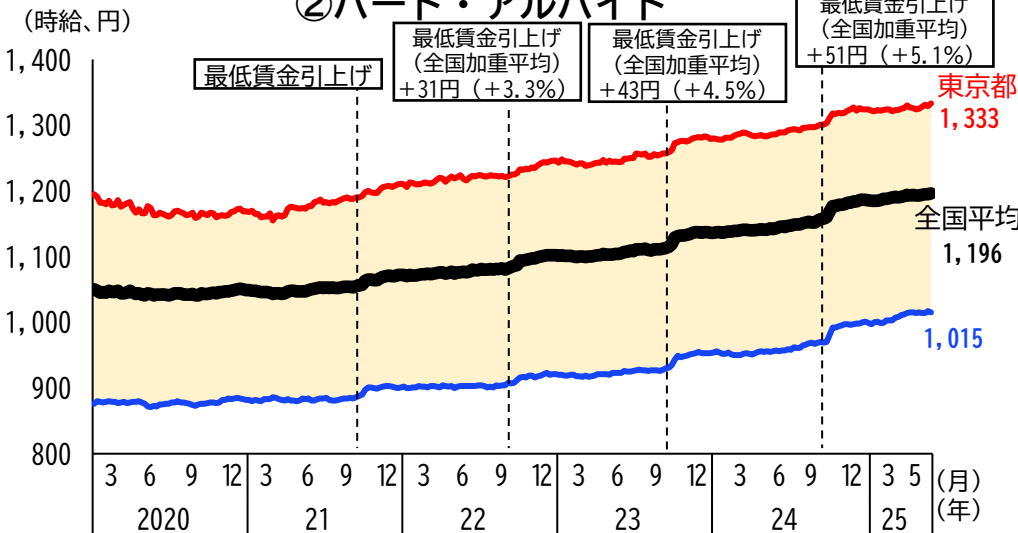
※赤字は5%以上の都道府県。

2 図 都道府県別募集賃金の推移（ビッグデータ・最新週は5月26日）

①正社員



②パート・アルバイト

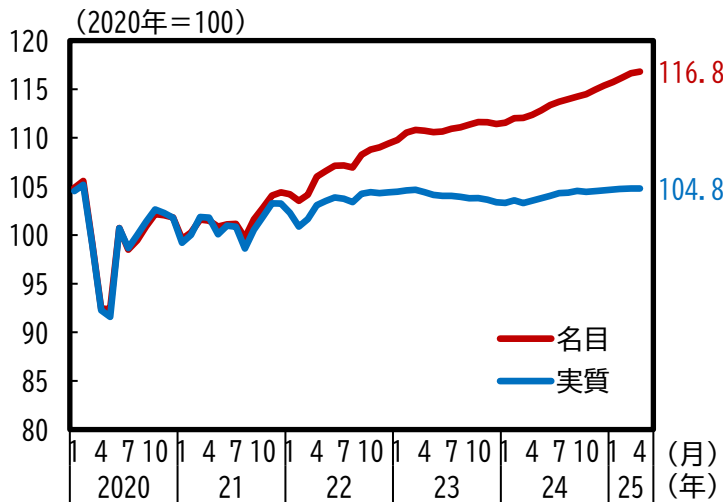


（備考）1. 1 図は、各都道府県の連合会のHP、もしくは各連合会に問い合わせ集計。令和7年6月10日時点。各都道府県内の加重平均値（島根県と宮崎県は単純平均値）で、全国は日本労働組合総連合会の全国平均値。都道府県の数値には各都道府県の連合会のみ集計対象としている組合も含むため、各都道府県の数値を加重平均しても全国の数値とは一致しない。現時点で公表されていないもののうち、今後も公表の予定がないものは「非公表」、今後公表予定のあるものは「未公表」とした。判明数は、全規模の現時点集計値が公表されている都道府県数。

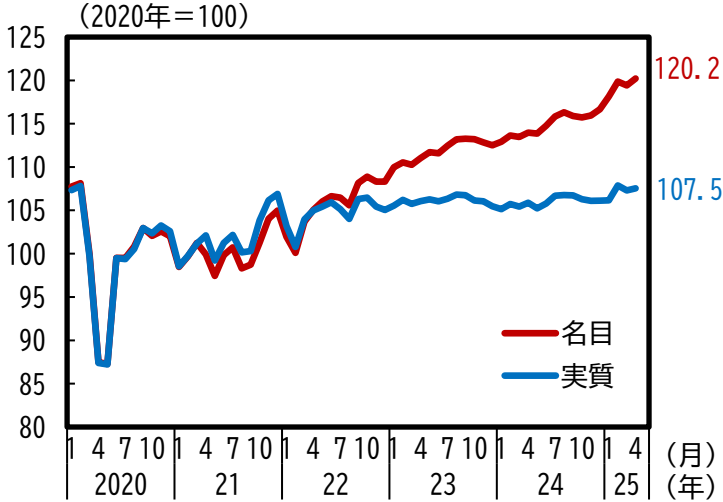
2. 2 図は、株式会社ナウキャスト「HRog賃金Now」により作成。HRog賃金Nowは、株式会社ナウキャストが作成している、求人広告サイトに掲載されている募集賃金を抽出・集計したビッグデータ。

各種消費指標等の動き

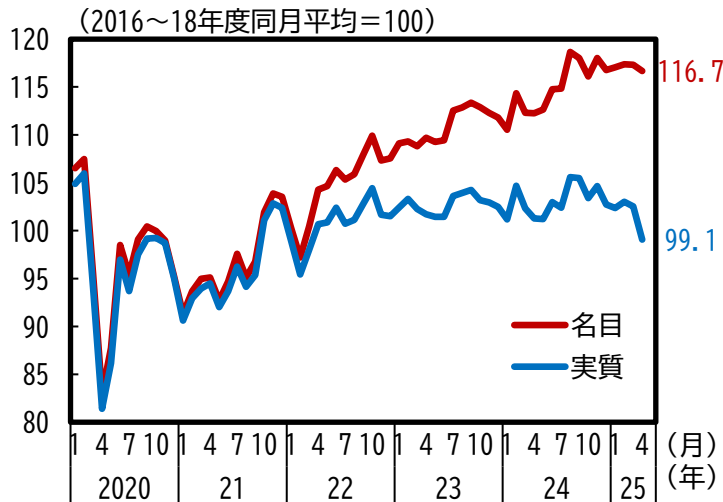
①総消費動向指数（CTIマクロ）



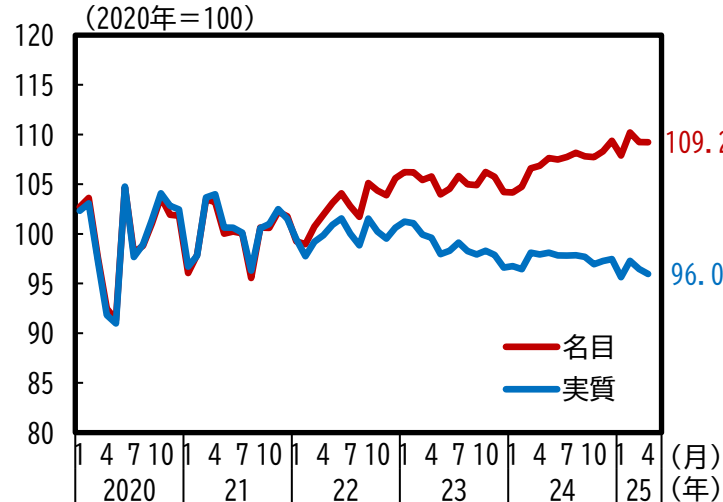
②消費活動指数



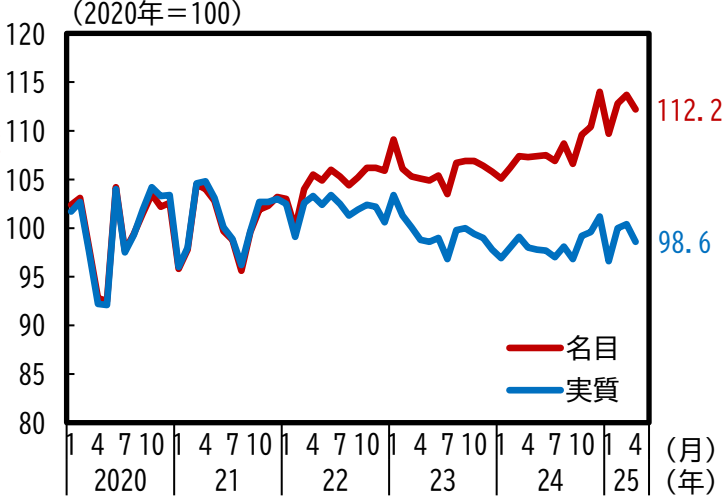
③JCB消費NOW



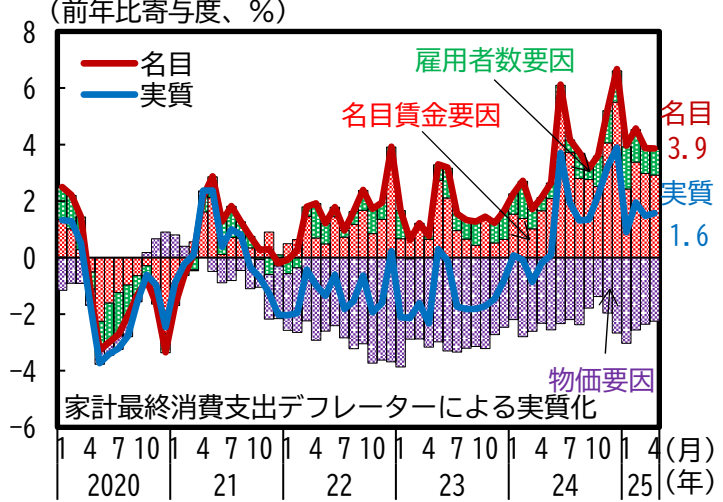
④世帯消費動向指数（CTIミクロ）



⑤家計調査（二人以上の世帯）



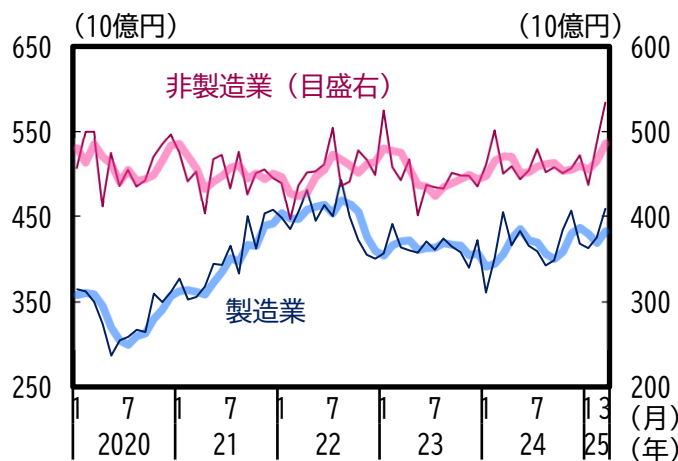
⑥総雇用者所得



(備考) 総務省「消費動向指数（CTI）」、「家計調査」、「消費者物価指数」、日本銀行「消費活動指数」、株式会社ウキャスト・株式会社ジェシービー「JCB消費NOW」、内閣府「総雇用者所得」により作成。「総消費動向指数（CTIマクロ）」は、需要側統計（家計調査等から作成される総務省「世帯消費動向指数（CTIミクロ）」）、供給側統計（名目系列は経済産業省「商業動態統計」及び総務省「サービス産業動態統計調査」、実質系列は経済産業省「鉱工業指数」及び「第3次産業活動指数」）から合成された指標。「消費活動指数」は、供給側統計（経済産業省「商業動態統計」、「第3次産業活動指数」等）を用いて作成された指標。旅行収支調整済系列。「家計調査」の実質化に当たっては、消費者物価指数における「持家の帰属家賃を除く総合」が使用されており、「JCB消費NOW」の実質化は、同系列を用いて内閣府にて実施。「総雇用者所得」は家計最終消費支出デフレーターによる実質化。4月分の名目賃金は速報値。

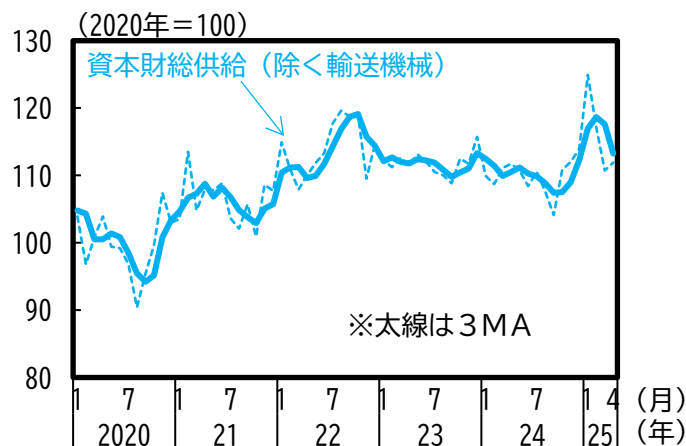
機械受注

～持ち直しの動きがみられる～



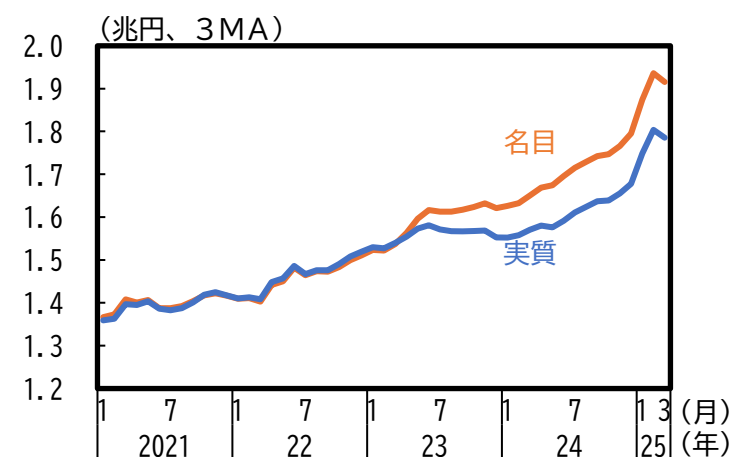
資本財総供給

～おおむね横ばい～



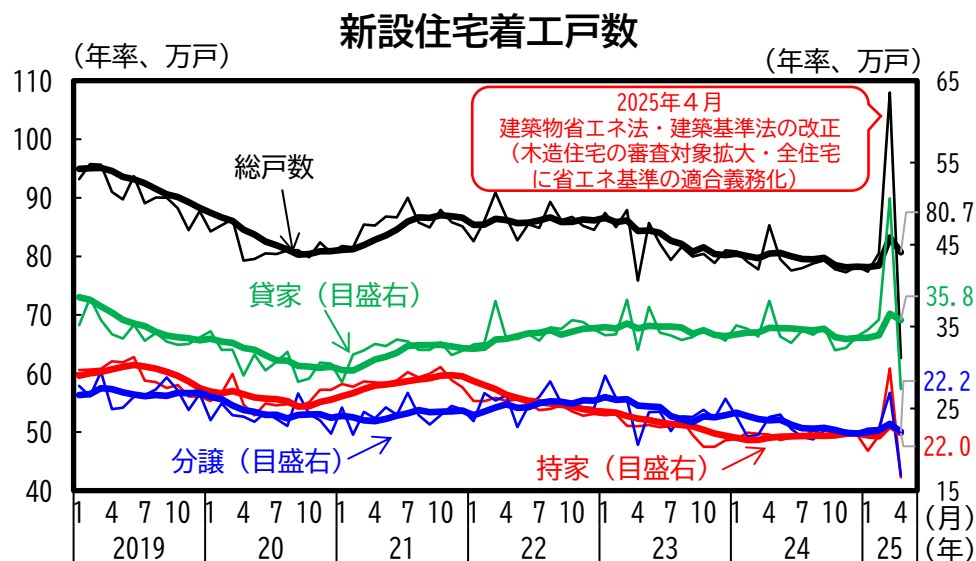
ソフトウェア投資

～増加している～



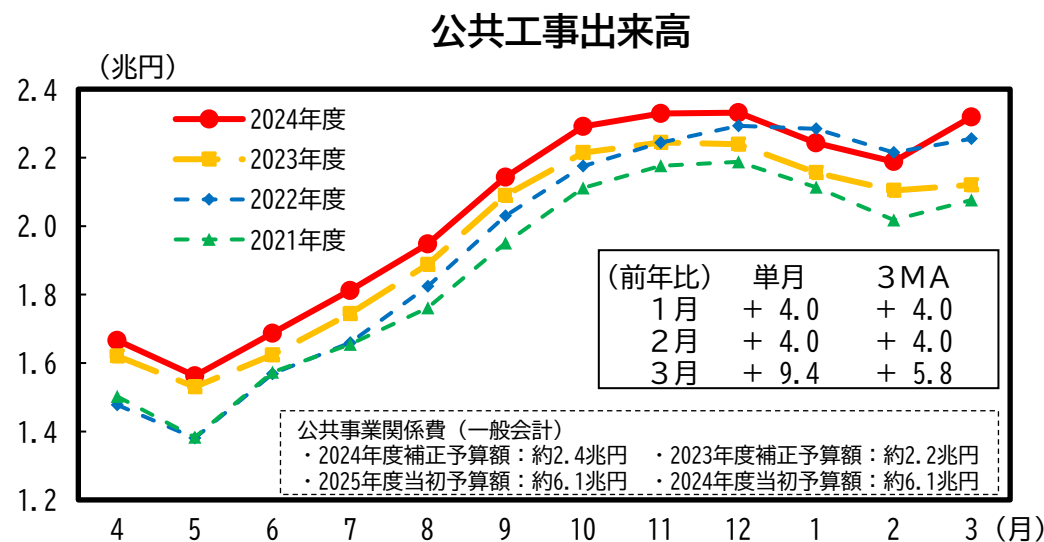
住宅建設

～おおむね横ばいとなっている～



公共投資

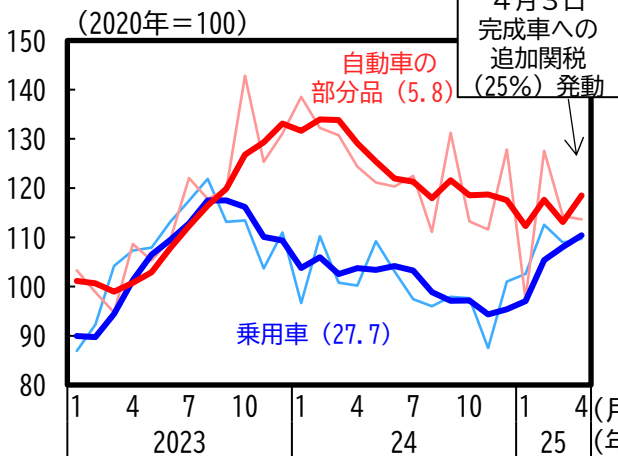
～底堅く推移している～



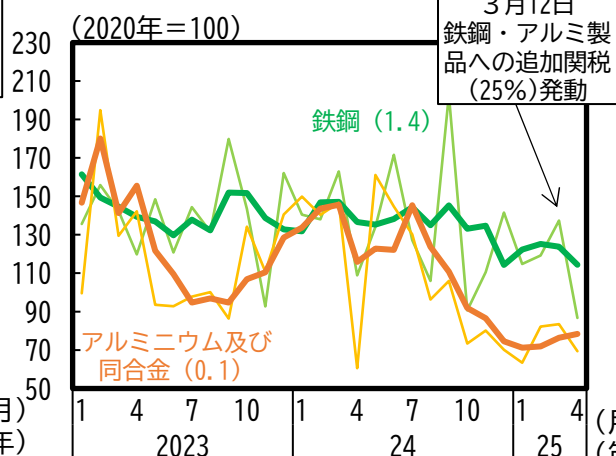
(備考) 1. 左上図は、内閣府「機械受注統計調査報告」により作成。季節調整値。太線は後方3か月移動平均。非製造業は船舶・電力を除く。中上図は、経済産業省「鉱工業出荷内訳表・総供給表」により作成。点線は季節調整値、太線は季節調整値の後方3か月移動平均。右上図は、総務省「サービス産業動態統計調査」、日本銀行「企業向けサービス価格指数」により作成。内閣府による季節調整値の後方3か月移動平均。実質値は、名目値を企業向けサービス価格指数(受託開発ソフトウェア(除組込み))で除して算出。2023年12月以前は、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」の前年比伸び率で割り戻して接続させた試算値。
2. 左下図は、国土交通省「住宅着工統計」により作成。季節調整値。太線は後方6か月移動平均。
3. 右下図は、国土交通省「建設総統計」により作成。点線枠内は、財務省予算関係資料、国土交通省「公共事業の執行状況について」により作成。

米国向け財輸出の動向

①自動車関連財

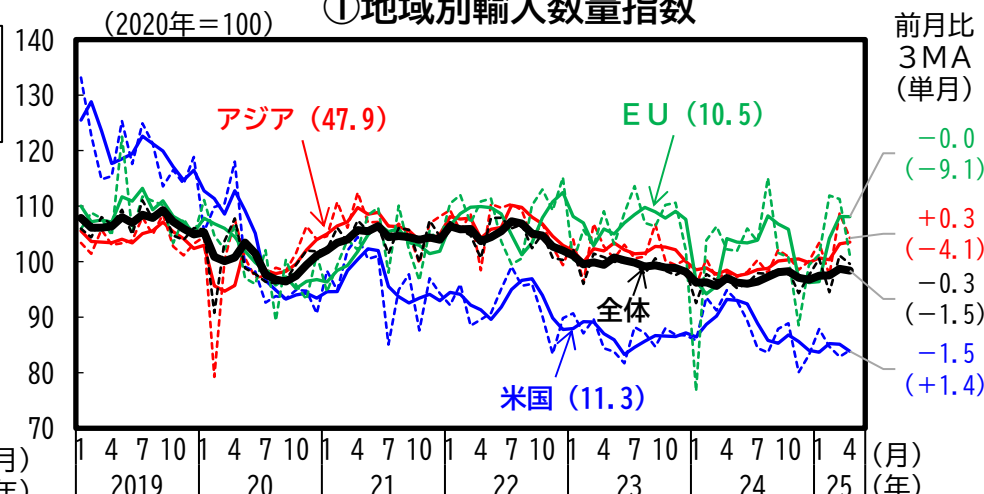


②鉄鋼・アルミ



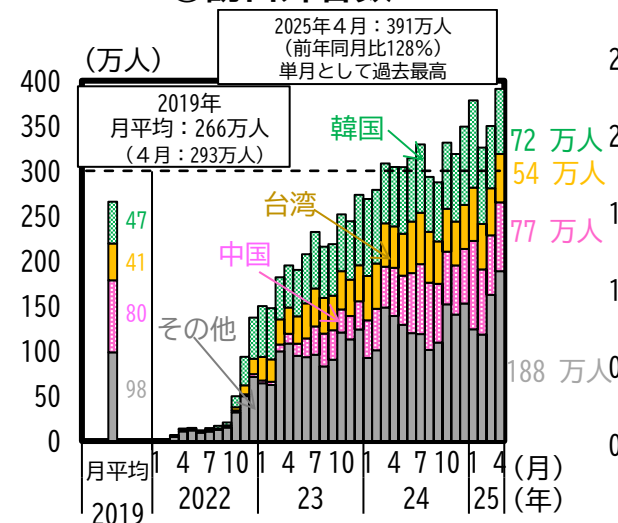
輸入 ~このところ持ち直しの動きがみられる~

①地域別輸入数量指数

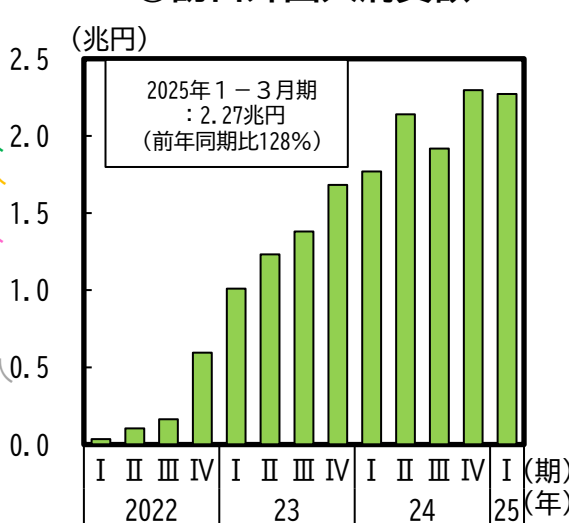


インバウンド

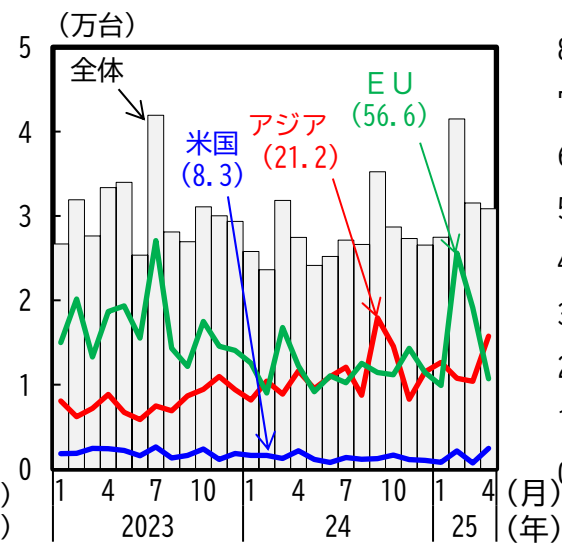
①訪日外客数



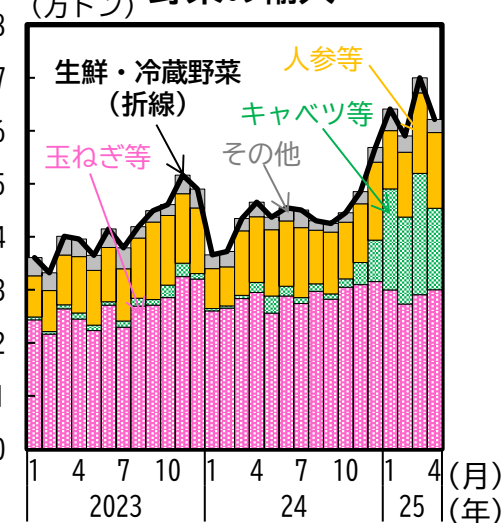
②訪日外国人消費額



②各地域からの自動車の輸入

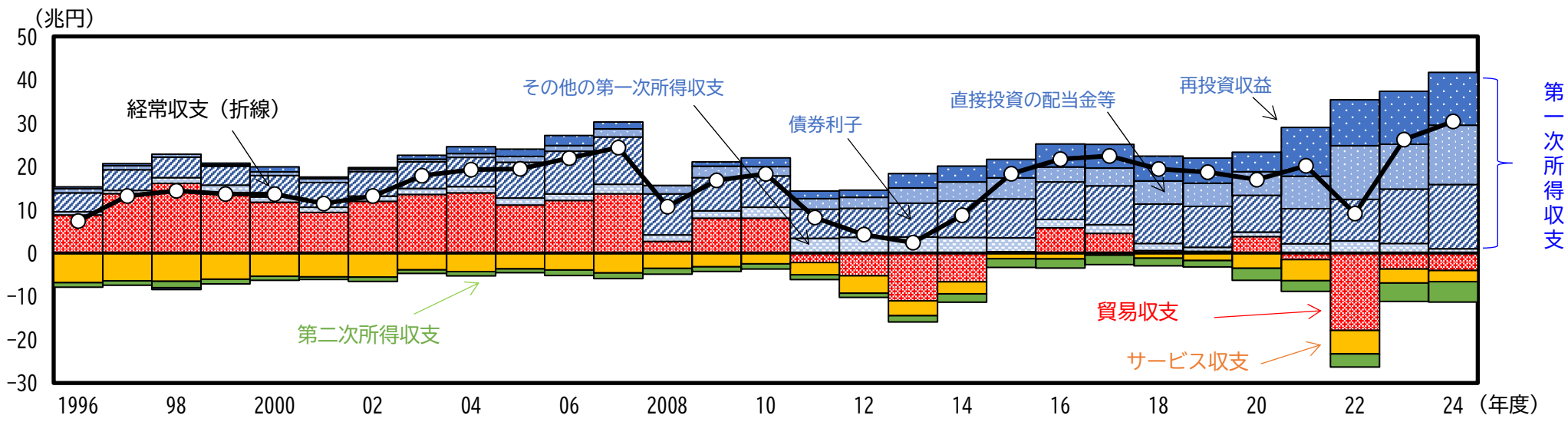


③アジアからの生鮮・冷蔵野菜の輸入

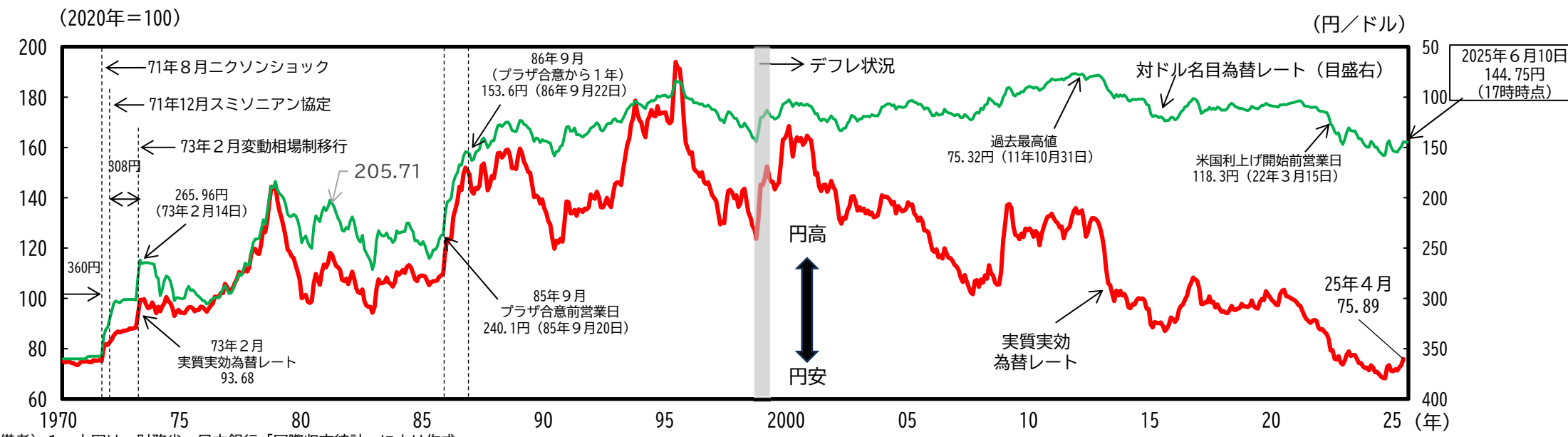


(備考) 1. 左上図、右図は、財務省「貿易統計」により作成。左上図、右図①②は内閣府による季節調整値、()内は、2024年金額シェア(%)。右図③は原数値。左上図は、太線は後方3か月移動平均、細線は単月。右図①は、実線は後方3か月移動平均、破線は単月。右図②③は単月。
2. 左下図は、日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数」、観光庁「インバウンド消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」により作成。

経常収支の長期推移



為替レートの長期推移



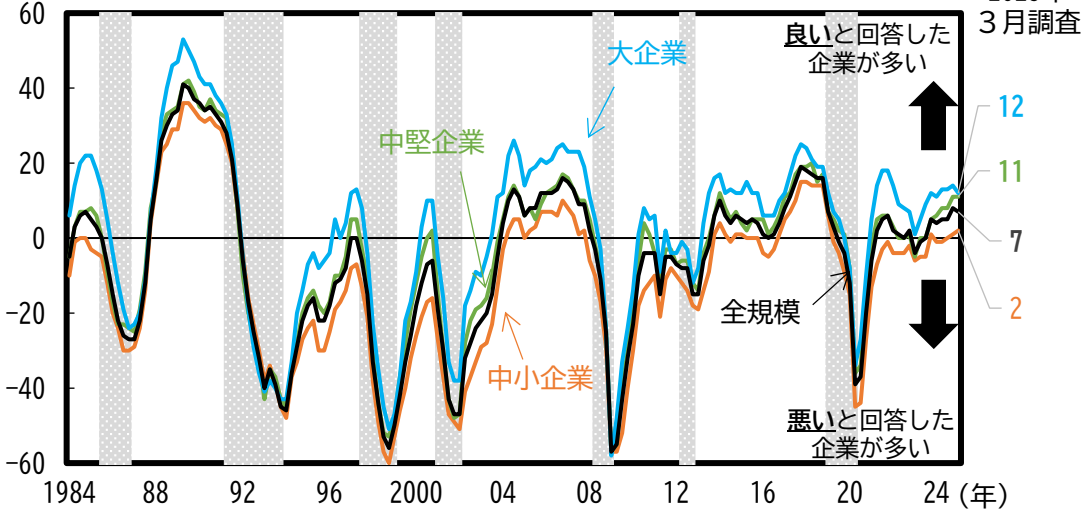
(備考) 1. 上図は、財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。
2. 下図は、日本銀行、Bloombergにより作成。対ドル名目為替レートはインターバンク直物中心相場 (月中平均)。実質実効為替レートは日本銀行公表値より作成。

企業の業況判断

～このところおおむね横ばいとなっている～

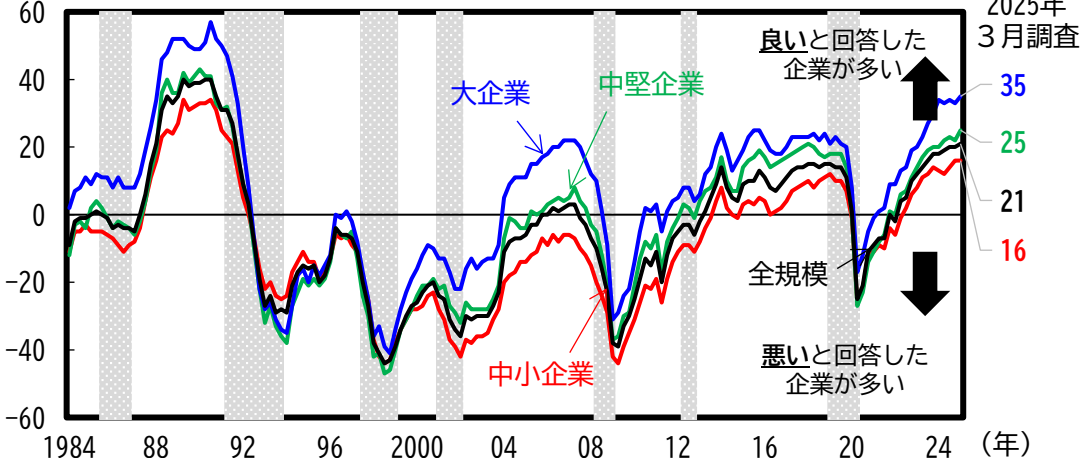
①製造業

(DI、「良い」－「悪い」、%ポイント)



②非製造業

(DI、「良い」－「悪い」、%ポイント)

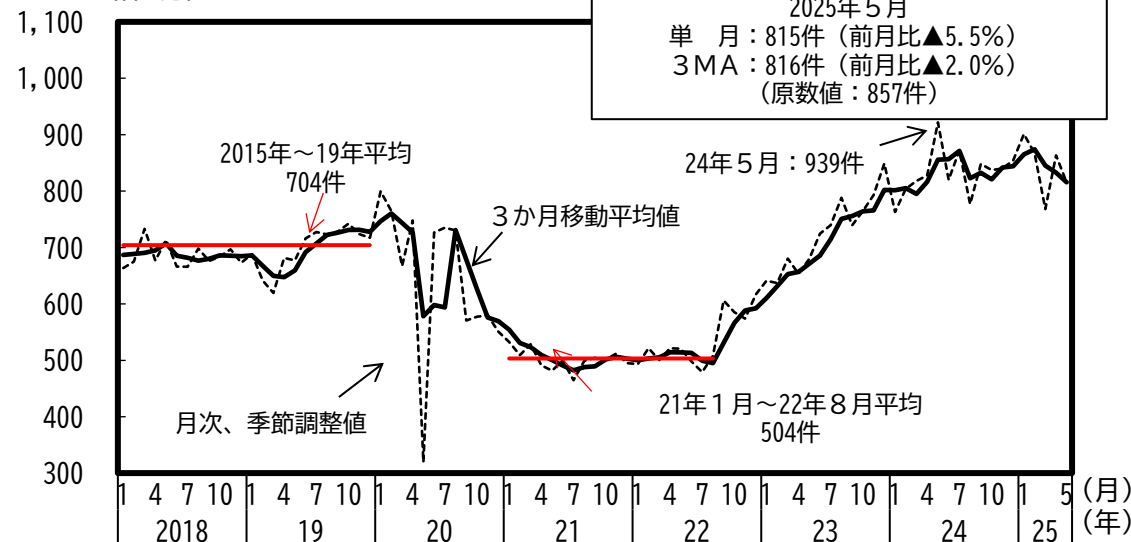


倒産

～おおむね横ばいとなっている～

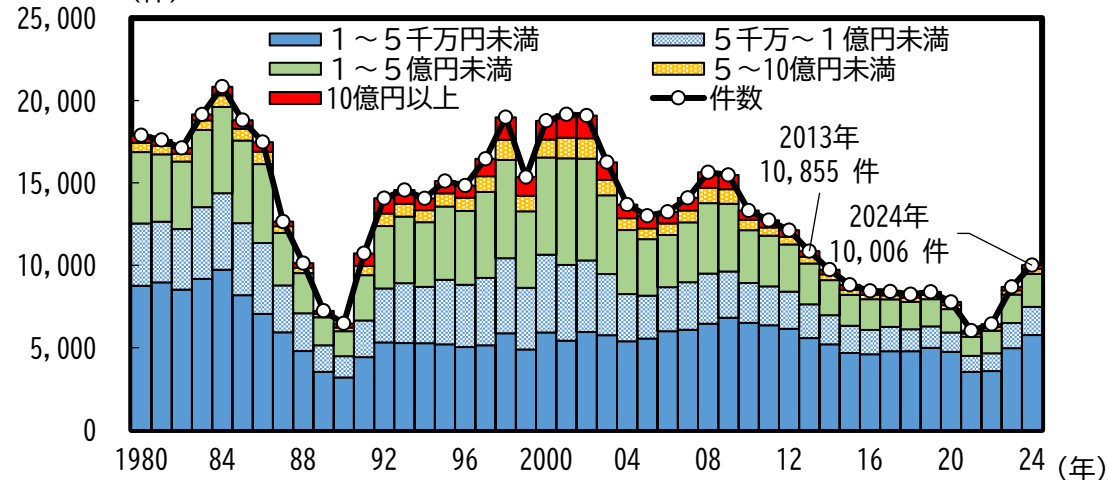
①月次推移

(件/月)



②負債金額別の倒産件数（暦年）

(件)

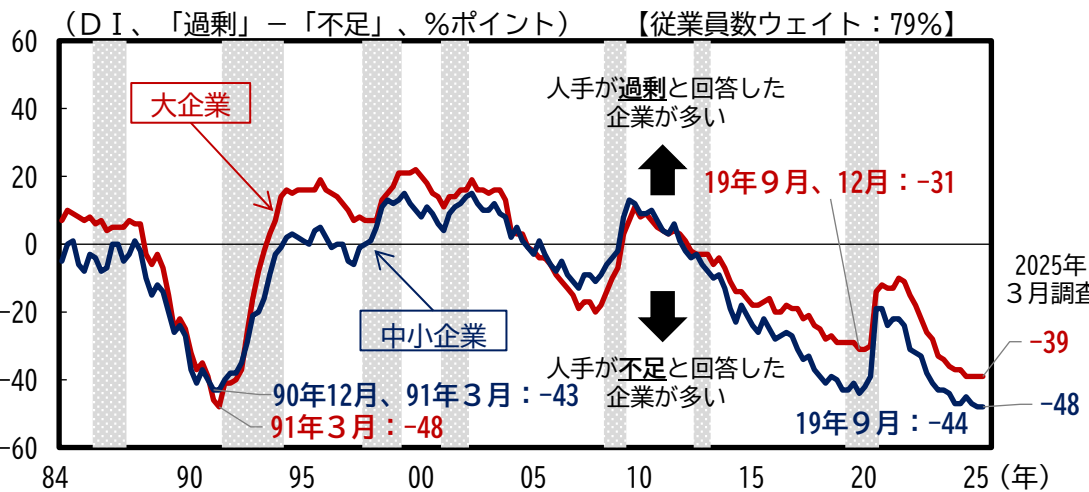


(備考) 1. 左上図及び左下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、内閣府「景気基準日付」により作成。図中のシャドーは景気の山から谷までの期間を示す。なお、財務省「年次別法人企業統計調査」における製造業・非製造業の売上高ウェイト（2023年度、金融業、保険業を除く全産業ベース）は、製造業27%、非製造業73%。大企業は資本金10億円以上、中堅企業は資本金1億円以上10億円未満、中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の企業を指す。

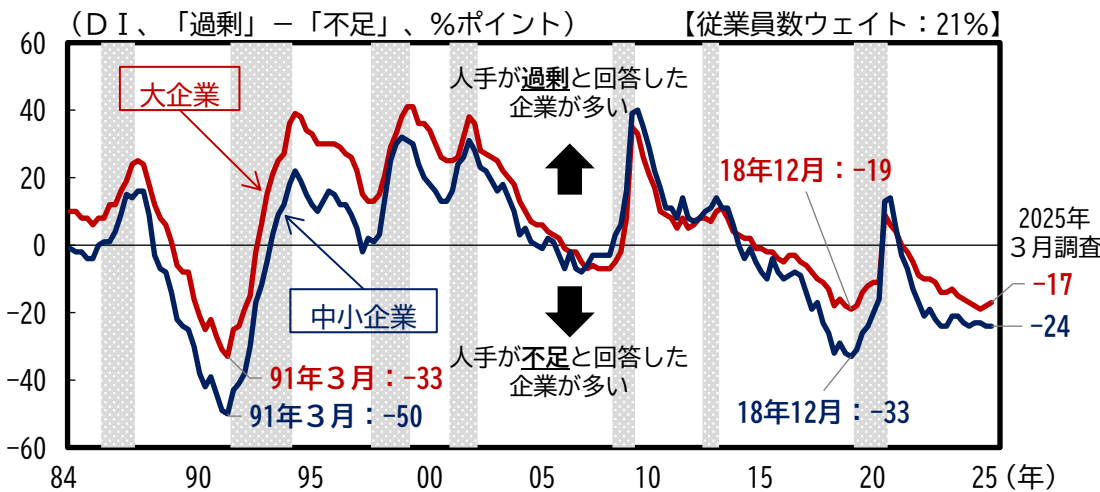
2. 右上図及び右下図は、東京商工リサーチ「倒産月報」により作成。右上図は内閣府による季節調整値。右下図は原数値。

企業の人手不足感の状況

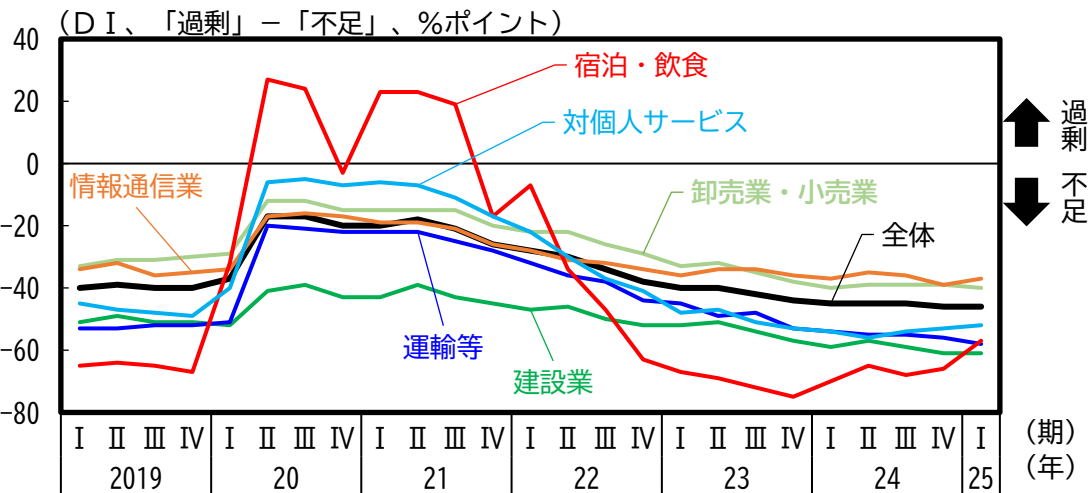
非製造業の雇用人員判断D I
(人手が「過剰」－「不足」)



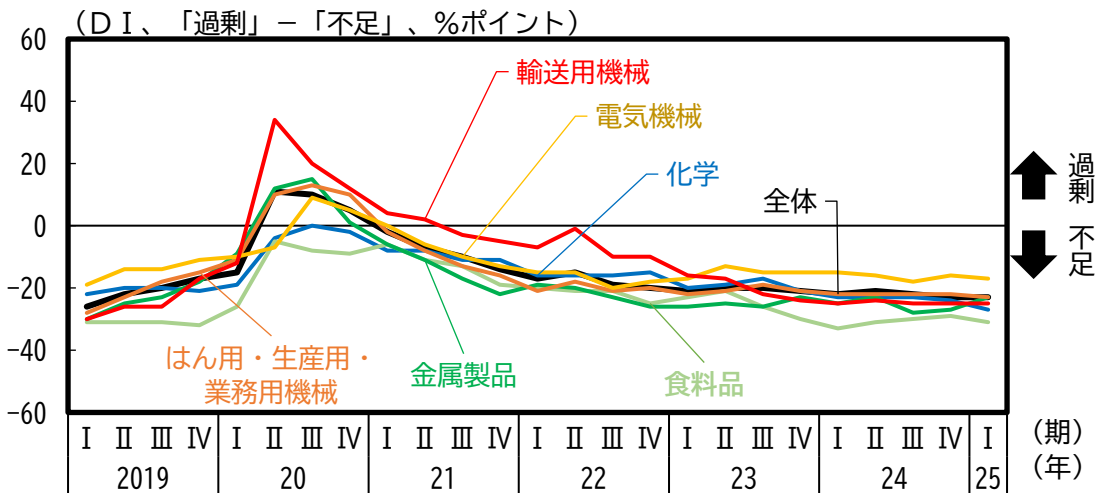
製造業の雇用人員判断D I
(人手が「過剰」－「不足」)



非製造業の産業別雇用人員判断D I
(人手が「過剰」－「不足」)



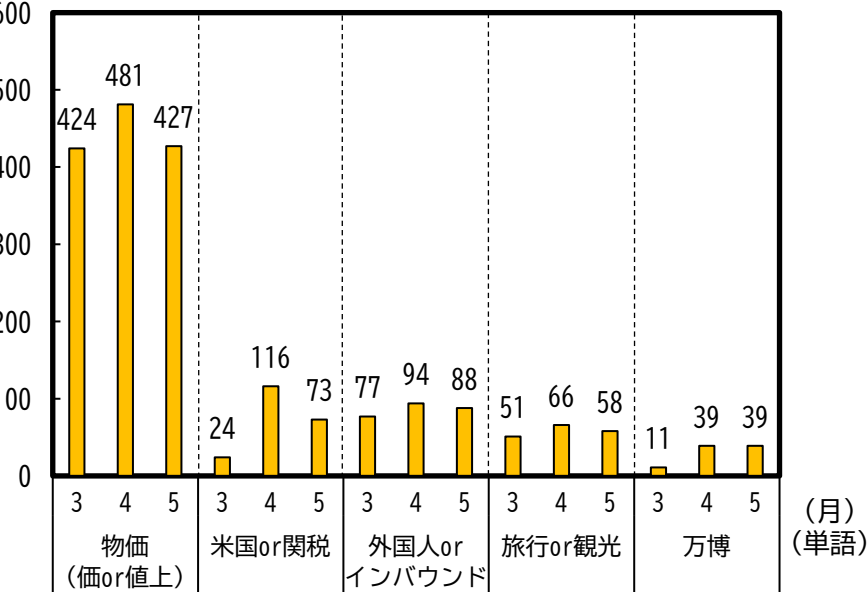
製造業の産業別雇用人員判断D I
(人手が「過剰」－「不足」)



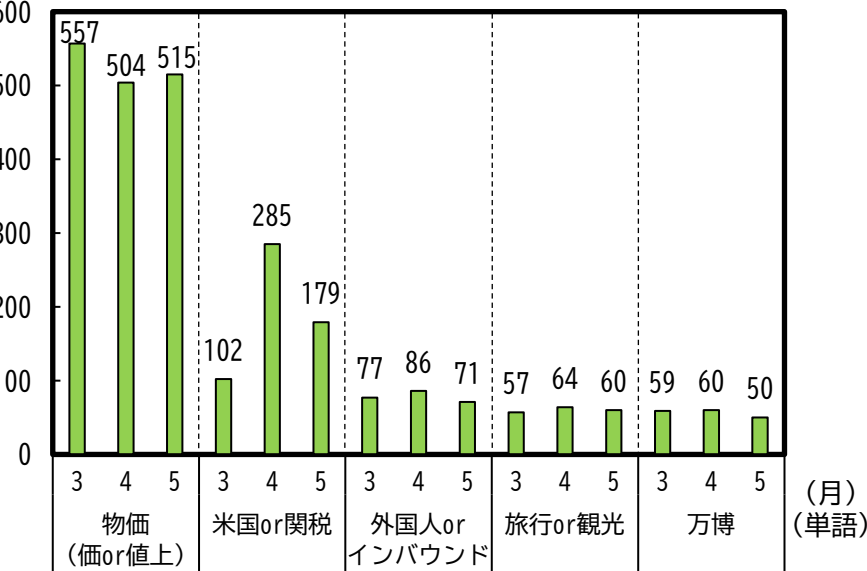
(備考) 1. 左上図、右上図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、内閣府「景気基準日付」、財務省「年次別法人企業統計調査」により作成。図中のシャドーは景気の山から谷までの期間を示す。従業員数のウェイトは2023年度における金融業、保険業を除く全産業ベースに占める割合。
2. 左下図、右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

1 図 主なキーワードを含むコメント数推移
（3月～5月）

①現状



②先行き



2 図 地域別景気判断理由の概要（現状判断、5月）

地域名	プラス要因のコメント	マイナス要因のコメント
北海道	新年度受注工事の着工期を迎えるなか、 <u>前年度を上回るペースで全現場の稼働が本格化しており、好調な出足となっている。</u> （建設業）	物価高が続くなか米の価格も上昇し、将来不安がますます大きくなっている。 <u>倹約する消費者が増えており、価格に対して敏感になっている。</u> （商店街）
東北	<u>海外旅行に関する問合せや申込件数が増えている。</u> 来店客の関心や相談の様子から、 <u>旅行に掛ける予算が増加している</u> と考える。（旅行代理店）	物価高の影響で卸売業と小売業の求人数が減少している。また、 <u>価格転嫁ができない零細な事業所の倒産が増えている。</u> （その他雇用の動向を把握できる者）
北関東	米国の関税政策に右往左往し、消費は慎重で様子見状態だったが、 <u>落ち着きを取り戻し、通常に戻っている。</u> 来客数や客単価は回復傾向にある。（百貨店）	<u>GWの日並びと雨天による来園者減少や、毎週末の降雨やガソリン価格の高騰等、マイナス要因が多くある。</u> （テーマパーク）
南関東	<u>宿泊需要は引き続き好調である。</u> 今後もこの傾向は続く。（不動産業）	米国の関税政策、 <u>米を始めとした原価や光熱費の上昇など、価格転嫁しても原価上昇による利益圧迫が緩和されない状況が続いている。</u> （高級レストラン）
甲信越	GWは期間が短く、3日から5日に集中した。 <u>単価を上げてはいたが、近隣の宿泊価格がそれ以上に高騰していたため、空室が出ると即座に埋まる状況であった。</u> （観光型旅館）	米価が上がっており、 <u>価格の安い米への集中的な購入が進んでいる。</u> また、特売価格等への反応が強くなっている。 <u>より安い物、お買い得な物への志向が強くなっている。</u> （スーパー）
東海	<u>大阪・関西万博や各地のイベントへ出向く観光客は増加している。</u> 団体旅行も好調で、旅行代金は例年より高くなっているが実施は増えている。（旅行代理店）	今月は例年と比べて <u>雨が多く気温も低かったため、飲料やアイスクリームの売行きが悪く、全体として低調であった。</u> （コンビニ）
北陸	例年はGW後閑散とするが今年は <u>欧米の観光客を中心に来客数が減らない。</u> GW商戦は日本人の財布のひもが固かったがインバウンドに助けられた。（商店街）	米国の関税による影響は正確には見通せていないが、 <u>発注を抑制する取引先があるという声や、取引先から値下げ要求があったという声がある。</u> （繊維工業）
近畿	新卒採用は、慢性的な若手人材不足で採用意欲は高い。 <u>物価上昇や米国関税引上げによる求人数の減少などの影響はみられない。</u> （求人情報誌製作会社）	生活必需品の値上げが収まる気配はなく、 <u>客の動きに影響が出ている。</u> 見通しが立たず、 <u>レジャーや外食を節約しているという声が多い。</u> （旅行代理店）
中国	<u>データセンター利用やクラウドサービス、ICT関連機器の引き合いが増加している。</u> （通信業）	米国の関税の影響もあり、 <u>車載向け製品の受注量が減少している。</u> また、液晶関連装置は引き続き生産調整が続いている。（電気機械器具製造業）
四国	<u>芸術祭来場者や行楽客の来店が増加している。</u> （スーパー）	<u>酒類は4月1日より値上げがあったことから、現在は値上げに伴い売行きが悪い。</u> （その他専門店〔酒〕）
九州	一般食品の値上げが続いているが、 <u>野菜の相場が下がったことで客の購買状況はある程度良好となっている。</u> （スーパー）	<u>海外からの客の減少や天候の影響により、入場者及び予約数が少なくなった。</u> （ゴルフ場）
沖縄	<u>観光客の増加に伴い、来客数も増加している。</u> 梅雨入りが遅れた影響で雨の日が少なく、前年同期より来客数が増加した要因となっている。（コンビニ）	物価上昇により客単価は上がっているが、 <u>来店頻度が減っている。</u> 特に <u>し好品に対する支出が控え気味である。</u> （スーパー）

（備考）内閣府「景気ウォッチャー調査」（調査対象者2,050人、有効回答者数1,808人）により作成。

参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断①）

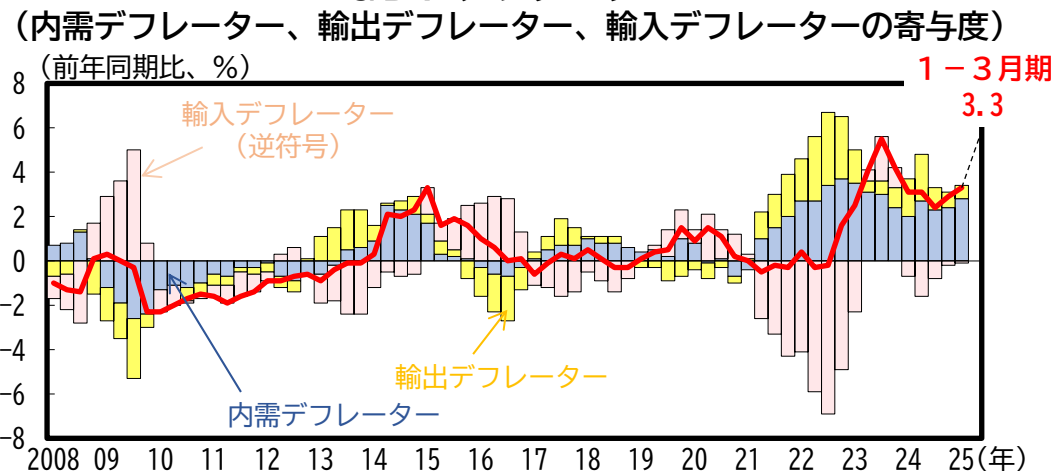
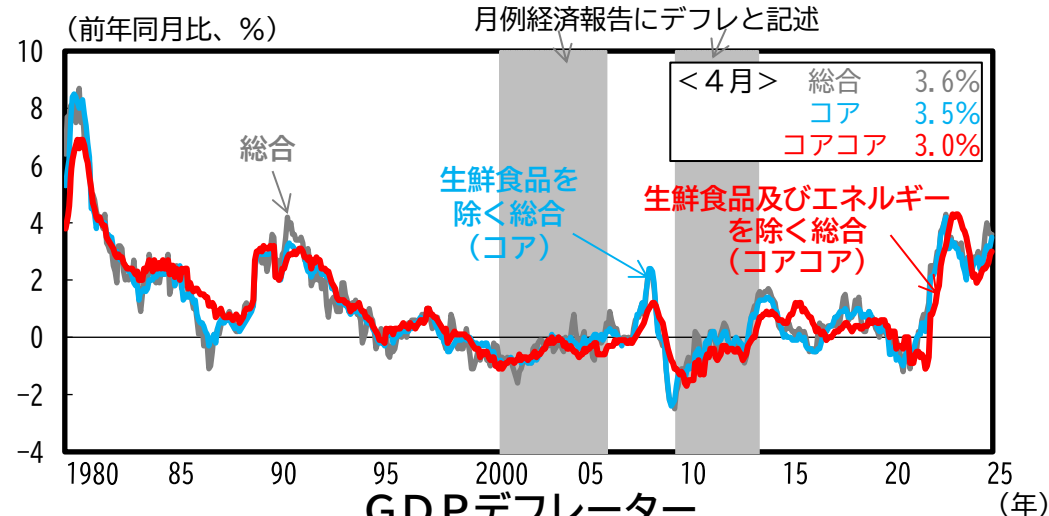
- ◆ デフレ脱却とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」。現在は、物価が持続的に下落するデフレの状態にない。一方、デフレに後戻りしないという状況を把握するためには、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調に加え、その背景として、GDPギャップ、単位労働費用、賃金上昇、企業の価格転嫁の動向、物価上昇の広がり、予想物価上昇率など、幅広い指標を総合的に確認する必要。
- ◆ 四半世紀にわたり続いた、賃金も物価も据え置きで動かないという凍りついた状況が変化し、賃金と物価の好循環が回り始め、デフレ脱却に向けた歩みは着実に進んでいる（次ページ）。

デフレ脱却の定義と判断について

平成18年3月15日
参議院予算委員会への提出資料

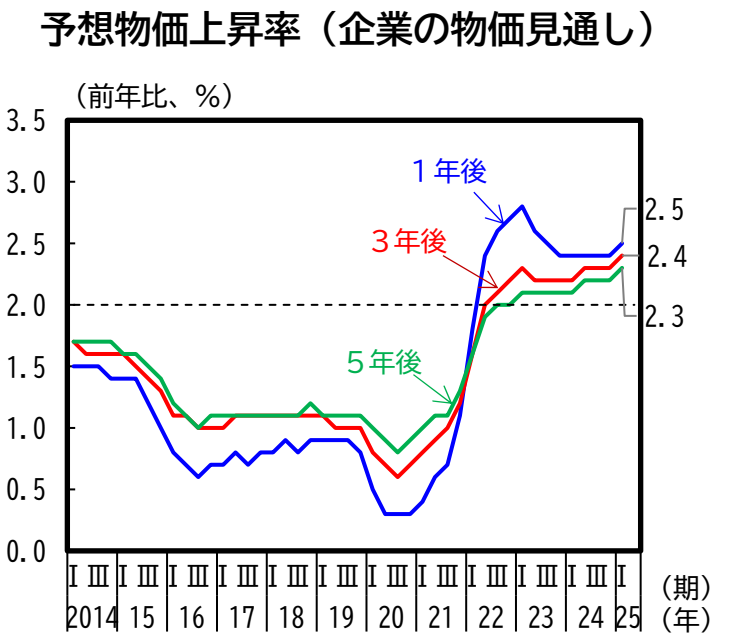
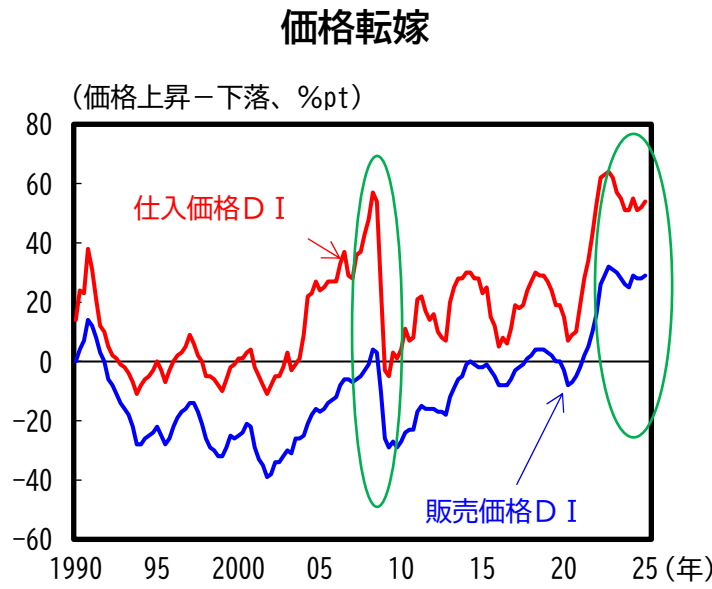
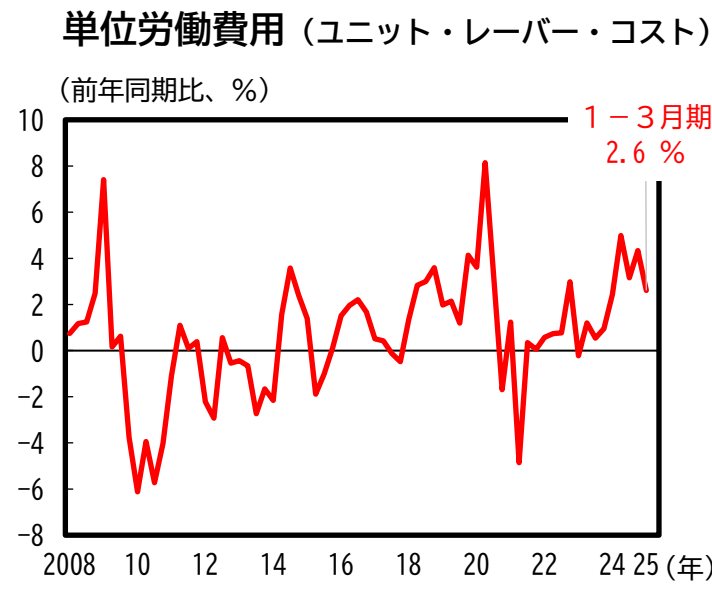
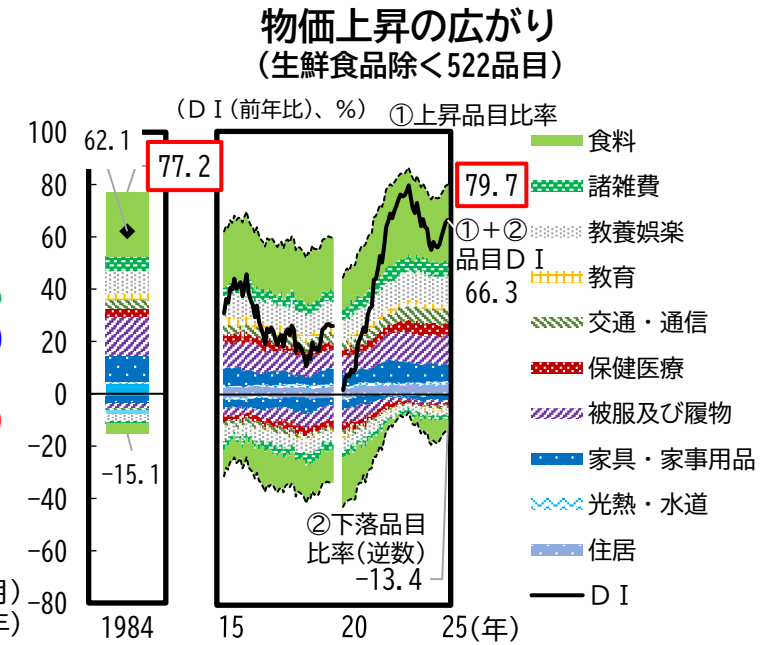
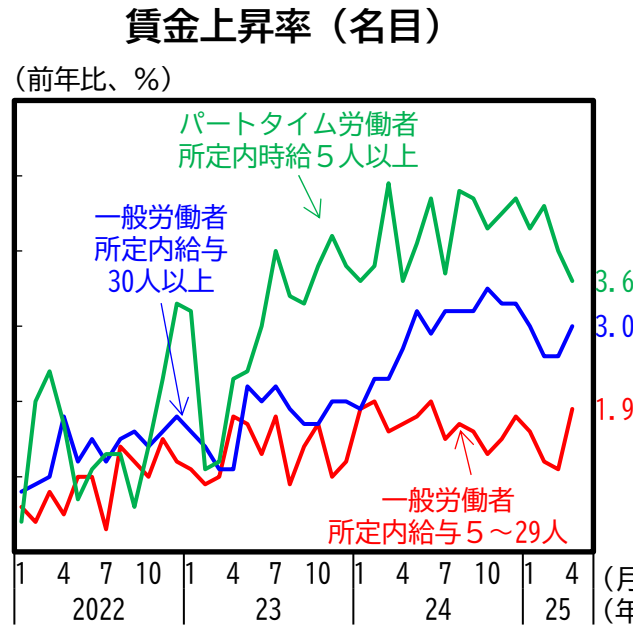
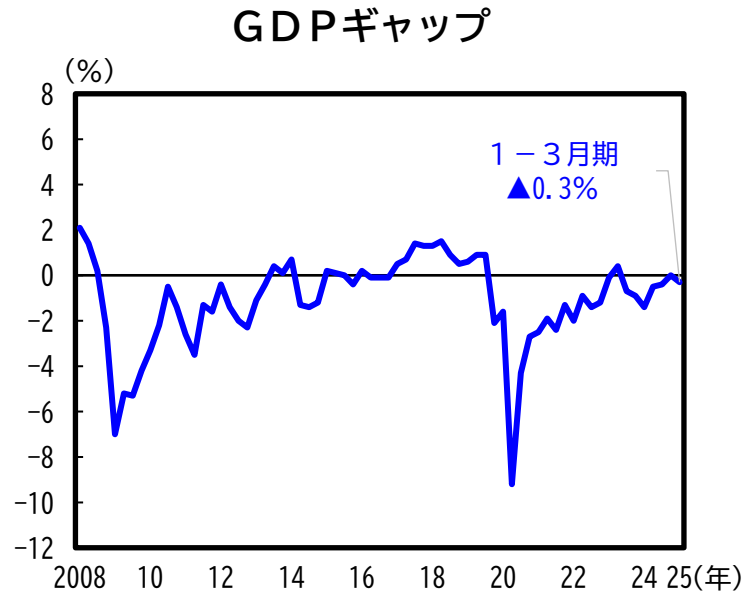
- 「デフレ脱却」とは、「物価が持続的に下落する状況を脱し、再びそうした状況に戻る見込みがないこと」
- その実際の判断に当たっては、足元の物価の状況に加えて、再び後戻りしないという状況を把握するためにも、消費者物価やGDPデフレーター等の物価の基調や背景(注)を総合的に考慮し慎重に判断する必要がある。
(注)例えば、需給ギャップやユニット・レーバー・コスト(単位当たりの労働費用)といったマクロ的な物価変動要因
- したがって、ある指標が一定の基準を満たせばデフレを脱却したといった一義的な基準をお示しすることは難しく、慎重な検討を必要とする。
- デフレ脱却を政府部内で判断する場合には、経済財政政策や経済分析を担当する内閣府が関係省庁とも認識を共有した上で、政府として判断することとなる。

消費者物価上昇率（消費税率引き上げの影響を除く）



（備考） 1. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。
2. 右下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。

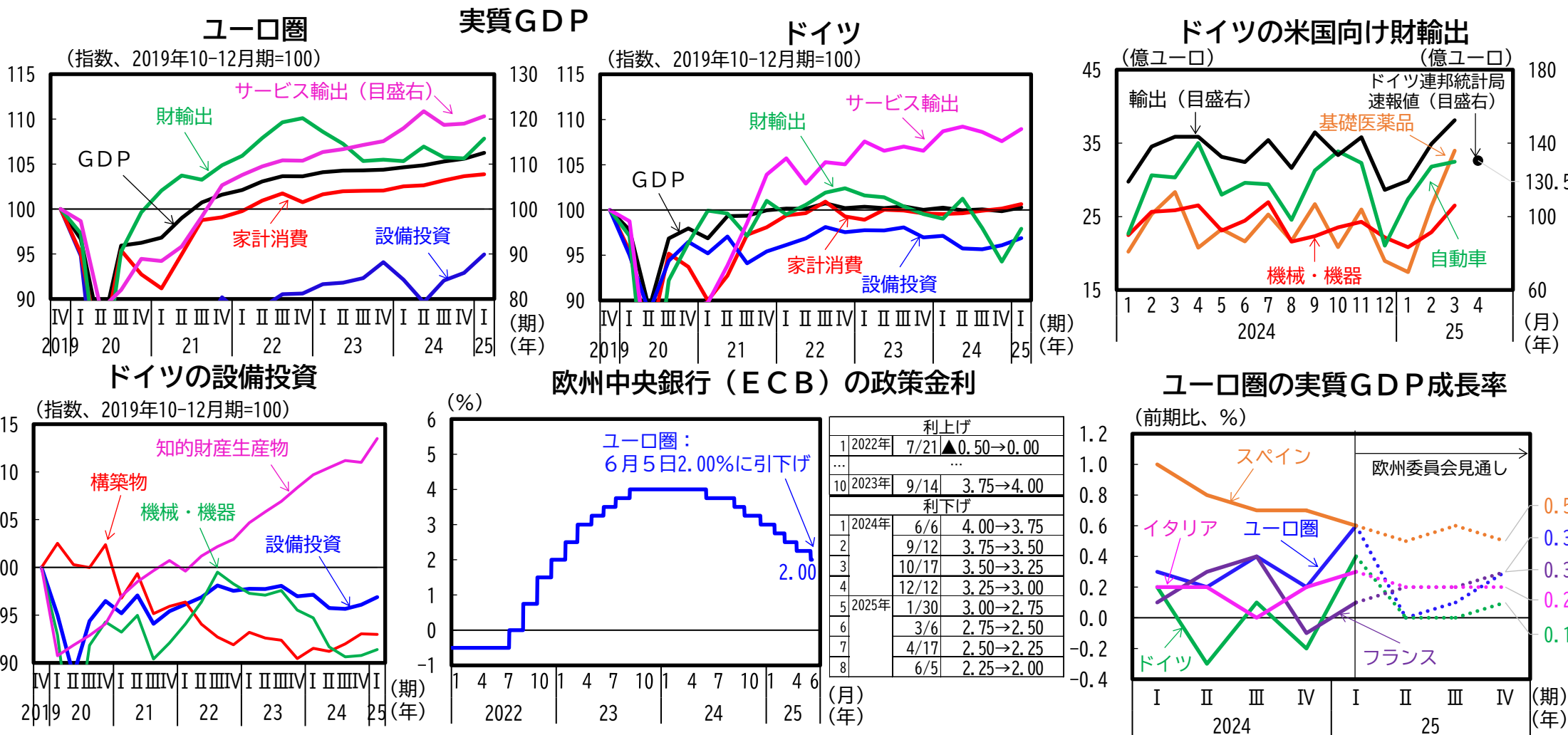
参考 日本経済（デフレ脱却の定義と判断②）



(備考) 1. 左上図は、内閣府推計値。2025年1-3月期1次速報時点。
2. 左下図は、内閣府「国民経済計算」により作成。単位労働費用は、名目雇用者報酬／実質GDP。
3. 中上図は、厚生労働省「毎月勤労統計調査」により作成。2025年4月は速報値。
4. 中下図及び右下図は、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成（いずれも全規模全産業）。中下図のD Iは、「上昇」と答えた企業の割合から、「下落」と答えた企業の割合を差し引いたもの。
5. 右上図は、総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。消費税率上げの影響があった2015年1月～3月及び2019年10月～2020年9月のデータは除いている。

参考 欧州経済

- ◆ ユーロ圏経済は、景気は持ち直しの動きが続いており、一部に駆け込み輸出の影響。ドイツ経済は、駆け込み輸出の影響がみられ、景気はこのところ持ち直しの動き（左上図、中上図）。
- ◆ 通商政策の動向を受けた世界経済の不透明感がみられる中、政策の不確実性の解消と金利の低下を受け、ドイツの設備投資はこのところ持ち直し（左下図、中下図）。
- ◆ 2025年4月のドイツの米国向け財輸出は、3月の輸出のデータでみられた駆け込み輸出が、はく落（右上図）。
- ◆ 世界経済の減速懸念から、2025年4－6月期以降、ユーロ圏の実質GDP成長率は前期比0.3%前後で推移する見込み（右下図）。



相互関税
（日本に
適用済）

大統領令（4/2署名）

- 国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき、以下の措置を講ずる。貿易赤字とその根底にある非互惠的待遇が解決されたと大統領が判断するまで有効。
 - 全ての国に対して、**4月5日から10%の関税**を課す。
 - 大統領令の付属書で定める国（日本を含む57か国）に対して、**4月9日から付属書で定める関税**を課す。
 - **以下は除外**：IEEPA対象品目及び1962年米国通商拡大法第232条措置の対象品目（鉄鋼・アルミ製品、自動車・同部品、銅、医薬品、半導体、木材製品、金地金、エネルギー及び米国では産出しない鉱物等）並びに経済制裁中の国（キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシ）
 - 相手国が報復措置をとった場合には関税を引き上げ、非互惠的貿易関係を是正し経済及び国家安全保障に関して米国と足並みを揃える措置をとった場合には引き下げることが可能。
 - カナダ及びメキシコについては、既存の関税措置（相手国別①参照）は引き続き有効。ただし、同関税措置終了後は、USMCAの適用を受けない品目については、12%の相互関税を適用。
- **4月10日から7月9日までの間**、国別の関税率（上乗せ分、日本は24%）を停止し、一律に**10%の追加関税**を課す。ただし、**中国からの輸入に対する追加関税率は、4月10日以降、84%から125%に引上げ**（4/9大統領令署名）。
- **4月11日署名の大統領令において、除外品目の「半導体」の定義を明確化**（4月5日まで遡って適用）。除外品目には、スマートフォン、パソコン及びパソコン部品、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ、SSD、電子集積回路等が含まれる（除外対象品目は、概算で日本の対米輸出の約5%（2024年））。
- **5月12日署名の大統領令において、5月14日以降、中国からの輸入に対する相互関税率を125%から34%に引下げ**、90日間は**34%を10%に引下げ**（違法薬物等を理由とする20%の追加関税と合わせて累計30%）。

<主要国の相互関税率>

- 【日本】24%（2024年の米国の財輸入額：1,482億ドル（米国の財輸入全体の4.5%）、米国の貿易収支：▲685億ドル（米国の貿易赤字全体の5.7%））
→ **10%（4月10日から7月9日まで）**
- 【中国】34%（4,389億ドル（13.4%）、▲2,954億ドル（24.6%））→ **84%（4/8大統領令署名）→125%（4/9大統領令署名）→34%（5/12大統領令署名）**
※中国からの輸入に対する追加関税率は、10%（2/4発動）+10%（3/3発動）+10%（5/14発動）= **30%**となる。
- 【EU】20%（6,058億ドル（18.5%）、▲2,356億ドル（19.6%））→ **10%（4月10日から7月9日まで）**
- 【英国】10%（681億ドル（2.1%）、119億ドル（-））
- 【インド】26%（874億ドル（2.7%）、▲457億ドル（3.8%））→ **10%（4月10日から7月9日まで）**
- 【韓国】25%（1,315億ドル（4.0%）、▲660億ドル（5.5%））→ **10%（4月10日から7月9日まで）**

<参考>

- 【カナダ】2024年の米国の財輸入額：4,127億ドル（米国の財輸入全体の12.6%）、米国の貿易収支：▲633億ドル（5.3%）
- 【メキシコ】5,059億ドル（15.5%）、▲1,718億ドル（14.3%）

【中国の対抗措置】

- 4月4日、中国は米国の関税措置についてWTOに提訴するとともに、米国から輸入される全ての品目に対して**34%の追加関税**（4月10日発動）を課すことを発表。
- 4月9日、追加関税率を84%に引き上げることを発表（4月10日発動）。
- 4月11日、米国による追加関税率の84%から125%への引上げを受け、追加関税率の84%から125%への引上げ（4月12日発動）と、米国からの今後の追加関税引上げには取り合わない旨を発表。
- **5月12日、5月14日以降、追加関税率を125%から34%に引下げ、90日間は34%を10%に引き下げるとともに非関税措置の停止または取りやめを発表。**

（日本時間 6月10日時点）

鉄鋼 アルミ ニウム (日本に適 用済)	大統領令（2/10署名） ● 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、3月12日以降、鉄鋼・アルミニウムの輸入に一律で25%の追加関税を課す。課税を免除する既存の例外措置は全て失効。→ 3月12日、実際に発動。例外措置はなし。 → 4月2日、ビールと空のアルミニウム缶を、アルミニウム派生品として関税対象に追加（4月4日から発動）。 → 6月3日署名の大統領令において、6月4日以降、鉄鋼・アルミニウムの輸入に対する追加関税率を25%から50%に引上げ。ただし、英国からの輸入品に対する追加関税率は25%で維持。 【カナダの対抗措置】 ➢ 3月12日、カナダ政府は、3月13日から米国から輸入される鉄鋼、アルミニウム製品及びその他の財合計298億カナドル分に対して25%の追加関税を課すことを発表（3月13日発動）。 ➢ 3月13日、カナダ政府は、WTOに提訴。 【EUの対抗措置】 ➢ 3月12日、欧州委員会は、EU域内への米国からの輸入品に対して2段階のアプローチに基づき対抗措置を発動することを発表。 ①第一次トランプ政権時代の既存の米国への対抗措置（バーボン、オートバイ等への追加関税措置、2021年から一時停止）を4月1日に再導入。→ 3月20日、4月中旬に延期することを発表。 ②米国からEUへの輸出品に対する新たな対抗措置パッケージを準備。4月中旬までに発効予定。 ➢ 4月9日、欧州委員会は、4月15日から対抗措置を発動することを発表。 → 4月10日、対抗措置の発動を90日間延期することを発表。 → 4月14日、対抗措置の発動延期を7月14日までとする旨発表。 ■ 日本の対米輸出：鉄鋼約3,027億円（日本の対米輸出の1.4%）、アルミニウム約246億円（0.1%）、派生品約1.6兆円（7.7%） ※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リストから計算すると米国向け全体の6.0%（うち派生品4.7%、4月2日の追加により4.8%に）
---	--

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」、米国商務省により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。
（ ）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。2025年6月5日に行われた米国の貿易統計の年次改定前の値。

大統領令（3/26署名）

- 1962年米国通商拡大法第232条等に基づき、自動車（完成車（乗用車、小型トラック））の輸入については4月3日以降、自動車部品の輸入については5月3日以降、25%の追加関税を課す。ただし、USMCAの対象となる自動車（完成車）については、米国外部分（その価値全体から米国内で取得、完全に生産又は実質的変更が加えられた価値を除いた部分）のみが追加関税の対象となるとしている。また、USMCAの対象となる自動車部品については、米国外部分のみに課税する手続きが定められるまでは、追加関税の対象とならないこととしている。
- 4月29日署名の大統領令において、米国で組み立てられた自動車の価値の15%に相当する自動車部品に対する関税を1年間減免し、その後1年間は当該価値の10%に相当する額を減免する。具体的には、以下のとおり。
 - ①自動車製造者は、2025年4月3日から2026年4月30日までの期間に米国で組み立てられた全ての自動車のメーカー希望小売価格の合計額の3.75%（=25%×15%）に相当する還付金を申請可能。
 - ②自動車製造者は、2026年5月1日から2027年4月30日までの期間に米国で組み立てられた全ての自動車のメーカー希望小売価格の合計額の2.5%（=25%×10%）に相当する還付金を申請可能。
- ※還付金は、自動車製造者の自動車部品関税負担額の総額を上限とする。
- 【カナダの対抗措置】
 - 4月3日、カナダのカーニー首相は対抗措置として、米国から輸入されるUSMCAの対象とならない自動車（完成車）及びUSMCAの対象となる自動車（完成車）のうちカナダ・メキシコ外部分に25%の関税を課すことを発表（4月9日発動）。
- 【EUの対抗措置】
 - 3月27日、欧州委員会の報道官は、報道陣の前で、自動車の輸入に対する追加関税や予定されている相互関税に対する対抗措置を示唆。
- 日本の対米輸出：自動車約6兆円（日本の対米輸出の28.3%）、自動車部品約1.2兆円（5.8%）、車両用エンジン及び同部品約3,762億円（1.8%）
- ※ただし、より詳細な米国の貿易統計と対象品目リスト（4月3日付官報で公示）から計算すると、自動車・同部品は米国向け全体の37.9%（うち自動車（完成車）27.0%、「自動車部品」と位置付けられているもの（エンジンやリチウムイオン電池等も含む）10.9%）

参考 米国の通商政策の動向関連（品目別③）

（日本時間 6月10日時点）

銅	大統領令（2/25署名）
	● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、銅の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。 ● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①銅の輸入依存が安全保障に与える影響、②関税措置等を含めた同影響の抑制策、③米国の銅のサプライチェーンを強化する政策提言を含む報告書を大統領に提出。 □ 日本の対米輸出：銅及びその製品約390億円（0.2%） ※ただし、対象範囲（派生品の範囲）によって拡大する可能性も。
木材	大統領令（3/1署名）
	● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対し、木材・同派生品の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。 ● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①木材・同派生品の輸入が安全保障に与える影響、②関税措置等を含めた同影響の抑制策、③米国の木材のサプライチェーンを強化する政策提言を含む報告書を大統領に提出。 □ 日本の対米輸出：木材及び木製品約40.7億円（0.02%）
半導体・医薬品	官報（4/16付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、半導体と医薬品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月7日までパブリックコメントを受付。 □ 日本の対米輸出：半導体等電子部品約2,690億円（1.2%）、医薬品約4,115億円（1.9%）
重要鉱物	大統領令（4/15署名）
	● 1962年米国通商拡大法第232条に基づき、商務長官に対して、重要鉱物等（レアアース、重要鉱物の加工品・派生品を含む）の輸入に係る安全保障上の影響の調査を指示。 ● 商務長官は、関連行政機関の長とも協議の上、270日以内に、①米国の国家安全保障に脅威を及ぼすか否かの判断や、②追加関税等の措置の提言を含めた報告書を大統領に提出。
	官報（4/25付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、重要鉱物等の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月16日までパブリックコメントを受付。
中型・大型トラック	官報（4/25付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、中型・大型トラックの輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、5月16日までパブリックコメントを受付。
民間航空機	官報（5/13付公示）
	● 商務省は、官報にて、1962年米国通商拡大法第232条に基づき、民間航空機、ジェットエンジン、同部品の輸入が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断するための調査を開始したと発表。調査に関連する意見や情報について、6月3日までパブリックコメントを受付。 □ 日本の対米輸出：航空機約15.9億円（0.007%）、航空機部分品約2,337億円（1.1%）、航空機エンジン約90億円（0.04%）

（備考） ホワイトハウスHP、各種公表情報、財務省「貿易統計」により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

（）内は、2024年の日本から米国への財輸出全体（約21兆円）に占めるシェア。

（日本時間 6月10日時点）

対カナダ 対メキシコ	大統領令（2/1署名） - 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、国際緊急経済権限法（IEEPA）における「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。 - 危機が緩和されるまでの間、カナダとメキシコからの輸入品に2月4日から25%の追加関税を課す（カナダから輸入されるエネルギー資源は10%）。
	大統領令（2/3署名） 2月1日の大統領令を改正し、関税措置を3月4日まで停止。 → 3月4日、25%の追加関税を発動。
	大統領令（3/6署名） 3月7日以降、関税率は原則25%とした上で、以下の例外措置を設けた。 - USMCAの適用を受ける財（原産地規則等を満たすもの）は適用除外 - 塩化カリウムは10% - カナダから輸入されるエネルギー資源は10%（2月1日付大統領令で規定、3月4日から発動済）
	【カナダの対抗措置】 ➤ 3月3日、カナダのトルドー首相（当時）は対抗措置として、米国からの輸入品総額1,550億カナダドルに対する25%の報復関税（300億カナダドル分は3月4日から、1,250億カナダドル分は3月25日から発動）を発表。3月6日、カナダのルブラン財務大臣（当時）は、米国の関税猶予措置を受け、1,250億カナダドル分の報復関税を4月2日まで実施しないとSNSに投稿。 【メキシコの対抗措置】 ➤ メキシコのシェインバウム大統領は、3月4日、記者会見で、報復関税を含む対抗措置を3月9日に発表すると発言していたが、3月6日、米国の関税猶予措置を受け、対抗措置発表の見送りを表明。
対EU	トランプ大統領の投稿
	➤ 5月23日、トランプ大統領は、自身のSNSで、6月1日からEUに50%の関税を課すと投稿。 ➤ 5月25日、トランプ大統領は、自身のSNSで、EUに50%の関税を課す発効日を6月1日から7月9日まで延長すると投稿。

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。

対中国	大統領令（2/1署名） ● 不法移民やフェンタニルなどの麻薬がもたらす脅威を、I E E P Aにおける「国家の緊急事態」と認定し、大統領権限を用いて関税を発動。 ● 危機が緩和されるまでの間、中国からの輸入品に2月4日から10%の追加関税を課す。 【中国の対抗措置】 ➢ 2月4日、中国は対抗措置を発表。 ・米国の追加関税措置についてW T Oに提訴 ・米国から輸入される石炭、天然ガスについて15%、原油、農業機械、大型自動車、ピックアップトラックについて10%の追加関税を課す（2月10日発動） ・タングステン等の重要鉱物の関連品目に対する輸出管理措置 ・独禁当局による米グーグル社への調査開始
	大統領令（3/3署名） ● 中国が違法薬物の問題の緩和に十分な措置を講じていないという事実を踏まえ、2月1日の大統領令（10%の追加関税）を改正し、3月3日から20%の追加関税を課す。 【中国の対抗措置】 ➢ 3月4日、中国は対抗措置を発表。 ・米国の追加関税措置についてW T Oに提訴 ・米国の追加関税措置を理由とする米国からの農林水産物輸入に対する追加関税措置（3月10日発動） ：鶏肉、小麦、トウモロコシ、綿花に15%、 - ソルガム、大豆、豚肉、牛肉、水産品、果物、野菜、乳製品に10% ・輸出管理措置として、米企業15社への軍民両用品目の輸出を禁止
関税品目の重複適用の回避	大統領令（4/29署名） ● 複数の関税が同一の品目に重複して適用されることを回避するための手続きを定める（3月4日まで遡及して適用）。 ➢ ①自動車関税の対象品目は、②対カナダ・メキシコ関税及び③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。 ➢ ②対カナダ・メキシコ関税の対象品目は、③鉄鋼・アルミ関税の対象外とする。 ➢ ③鉄鋼、アルミニウムの両方の関税が適用される要件を満たしている品目については、両方の関税の対象となる。 ※対象となる関税措置 ①自動車・同部品に対する25%の追加関税（完成車は4月3日発動、自動車部品は5月3日発動） ②カナダ・メキシコからの輸入品に対する25%の追加関税（3月4日発動） ③鉄鋼・アルミニウム・同派生品に対する25%の追加関税（3月12日発動）

（備考）ホワイトハウスHP、各種公表情報により作成。大統領令は、Executive Order、Presidential Memorandum、Presidential Proclamation等を指す。